



Title	全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス : 文化遺産の記録をすべての人々へ!
Author(s)	北條, 芳隆; 禰宜田, 佳男; 柴田, 昌樹 他
Citation	
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/14079">https://hdl.handle.net/11094/14079</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス

# 文化遺産の記録をすべての人々へ！

日 時： 平成22年12月17日（金） 13:00-17:30

会 場： 大阪大学附属図書館 総合図書館ホール

主 催： 全国遺跡資料リポジトリ推進会議

後 援： デジタルリポジトリ連合（Digital Repository Federation: DRF）

---

## 趣 旨

電子ブックを携帯端末で読むことが当たり前になりつつある今日、発行部数が少なく入手が困難な資料こそ電子化が進められ、誰でもどこでも入手できるようにする必要があるといえます。入手困難な資料の代表である遺跡資料「発掘調査報告書」を電子化して公開し、必要とする人たちがいつでもどこでも活用できるようにしよう、このような思いでプロジェクトに取り組んで3年がたちました。3年目の今年は20府県域まで拡大し取組みを進めているところですが、全都道府県へ展開するまではまだ道半ばです。

このオープンカンファレンスでは、遺跡資料リポジトリの取組みが全国に展開し、そして電子化と公開のための持続可能な体制を構築するためには何が必要か、課題を整理し、議論を喚起する場とします。遺跡資料を利用する側である研究者や院生と遺跡資料（報告書）を作成する側である自治体文化財担当者を交えてともに議論し、今後の方向性を探りたいと思います。

---

## ご挨拶

「全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス ―文化遺産の記録をすべての人々へ！―」の開催にあたり、プロジェクトを代表して一言ご挨拶を申し上げます。

近年、大学・研究機関等では、国立情報学研究所との共同事業である「次世代学術コンテンツ基盤構築事業」により、教育研究活動の成果である学術情報の収集、組織化、保存及び発信を目的として、「学術機関リポジトリ」による学術情報流通の整備事業が進行しています。現在では、日本国内で 134 の学術機関リポジトリが公開されるようになり（2010.11 月現在）、膨大な数の学術論文等が利用できるようになっていきます。

一方で、分野毎に構築された様々な主題リポジトリがあります。遺跡資料リポジトリは、このような分野別の主題リポジトリの一つで、考古学分野の基本資料である発掘調査報告書を全文電子化し、報告書抄録データとともにリポジトリ仕様（OAI-PMH）で公開することにより、考古学・歴史学分野における学術情報流通の基盤を形成しようとするものです。遺跡という貴重な文化遺産の記録でありながら、発行部数が少なく流通範囲も限定され、一般に利用しづらい発掘調査報告書を国民共有の文化遺産の記録として、教育や調査・研究に利用できるようにすることを目指すプロジェクトです。平成 22-24 年度国立情報学研究所の最先端学術情報基盤整備事業（CSI）委託事業及び平成 22 年度日本学術振興会科学研究費補助金（研究成果公開促進費〈データベース〉）などの支援を受け、広域事業として取り組んでいます。

プロジェクトの遂行にあたっては各地域の国立大学や自治体文化財担当部署、独立行政法人奈良文化財研究所ほか、多くの機関、団体、研究者の方々のご協力を頂いています。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

今回の「全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス ―文化遺産の記録をすべての人々へ！―」により、報告書の電子化と公開のための議論が深まり、全国的な展開・普及を押し進めて、冊子報告書と共存しつつより多くの電子版報告書のコンテンツが収集・提供できる持続可能なシステムへと発展する契機となることを期待しています。

平成 22 年 12 月 17 日

平成 22-24 年度国立情報学研究所 CSI 委託事業（領域 2）

全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクト代表

平成 22 年度日本学術振興会科学研究費研究成果公開促進費（データベース）

遺跡資料リポジトリ・データベース 研究代表

島根大学附属図書館長 平 川 正 人

# プログラム

全体の司会進行：細戸康治 大阪大学附属図書館事務部長

13:00-13:10 開会挨拶 プロジェクト代表 平川正人 島根大学附属図書館長  
会場館館長 小泉潤二 大阪大学附属図書館長

## □講演

13:10-13:50 講演「アナログ報告書とデジタル報告書 —その確執と勝敗のゆくえ—」  
北條芳隆 東海大学文学部教授（歴史学科考古学専攻） . . . . . p. 5

13:50-14:30 講演「埋蔵文化財保護行政の現状と課題 —発掘調査から報告書刊行まで—」  
禰冨田佳男 文化庁記念物課主任文化財調査官 . . . . . p. 7

14:30-15:10 講演「NDLによるデジタルアーカイブの統合検索サービスについて —PORTAの  
現状と将来から見た、遺跡資料との連携による効果—」  
柴田昌樹 国立国会図書館関西館電子図書館課課長補佐 . . . . . p.8

15:10-15:50 講演「発掘調査と報告書 —過去・現在・未来—」  
及川昭文 総合研究大学院大学図書館長 . . . . . p. 12

----- 休 憩 (20分) -----

## □全体会議

16:10-17:30 「遺跡資料リポジトリの拡大と今後の課題」 . . . . . p. 17

司会進行：細戸康治 大阪大学附属図書館事務部長

議長団：吉光紀行企画・広報部会主査、福山栄作システム部会主査、昌子喜信コ  
ンテンツ部会主査

- (1) 平成 22 年度遺跡資料リポジトリ・プロジェクトの進捗状況報告
- (2) 平成 22 年度遺跡資料リポジトリ各大学からの報告
- (3) 意見交換
- (4) まとめ

17:30 閉会挨拶 細戸康治 大阪大学附属図書館事務部長

# 講 演

- 1 講 演「アナログ報告書とデジタル報告書 ―その確執と勝敗のゆくえ―

北條芳隆 東海大学文学部教授（歴史学科考古学専攻）

- 2 講 演「埋蔵文化財保護行政の現状と課題 ―発掘調査から報告書刊行まで―

禰冨田佳男 文化庁記念物課主任文化財調査官

- 3 講 演「NDLによるデジタルアーカイブの統合検索サービスについて

―PORTAの現状と将来から見た、遺跡資料との連携による効果―

柴田昌樹 国立国会図書館関西館電子図書館課課長補佐

- 4 講 演「発掘調査と報告書 ―過去・現在・未来―

及川昭文 総合研究大学院大学図書館長

## 講 師 略 歴

### 北條 芳隆 (ほうじょう・よしたか)

東海大学文学部教授(歴史学科考古学専攻主任教授)。岡山大学法文学部卒業、広島大学大学院修士課程修了、大阪大学大学院博士課程満期退学。

1992年から徳島大学埋蔵文化調査室(助手・助教授)、2002年から東海大学文学部歴史学科考古学専攻(助教授)をへて、現職

主要著書・論文等：『古墳時代像を見なおす』(共著、青木書店、2000)、『徳島県の歴史』(共著)、『死の機能』(共著、岩田書院、2009)

### 禰宜田 佳男 (ねぎた・よしお)

文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官。1958年生、大阪大学文学部史学科卒。

同庁文化財調査官をへて、2008年4月より現職。

主要著書・論文等：「石器から鉄器へ」『古代国家はこうして生まれた』(角川書店、1998)、「稲作の始まり」『古代史の論点』1(小学館、2000)、「遺物組成からみた高地性集落の諸類型」『古代文化』54-4 2002年、『考古資料大観 第9巻 弥生・古墳時代 石器・石製品・骨角器』(共同責任編集、小学館、2002) 他。講演多数。

### 柴田 昌樹 (しばた・まさき)

国立国会図書館関西館電子図書館課 課長補佐。京都府立大学卒業。

大阪府立大学総合情報センターをへて、2005年から国立国会図書館において、インターネット情報収集の法制化、電子書籍等のオンライン資料収集の制度化、デジタルアーカイブポータル PORTA の開発・業務運用、ウェブアーカイブの国際連携等に携わる。

主要著書・論文等：「IIPCを中心としたウェブアーカイブに関する動向」『カレントアウェアネス』296号, 2008(国立国会図書館)、「ウェブアーカイブの保存用ファイルフォーマット WARCがISO標準に」『カレントアウェアネス E』153号, 2009(国立国会図書館)、「PORTAによるデジタルアーカイブの連携について」『人間文化研究情報資源共有化研究会報告集』1号, 2010(大学共同利用機関法人人間文化研究機構)

### 及川 昭文 (おいかわ・あきふみ)

総合研究大学院大学附属図書館長・先導科学研究科教授。1946年生、国際基督教大学教養学部社会科学科卒業、2002年、総合研究大学院大学 博士(学術)

主要著書・論文等：及川昭文, 山元啓史(2003)「DBMS機能を有するe-learningシステム」『情報処理学会研究報告』CH-58, pp. 33-40.

及川昭文(2002)「シミュレーションによる遺跡分布の推定」『電子情報通信学会誌』85-3, pp. 181-185.

及川昭文(1999)「情報化時代の考古学」加藤晋平他編『考古学と自然科学－5 考古学と調査・情報処理』同成社, pp. 133-158.

小沢一雅, 及川昭文(訳)(1987)クリーブ・オルトン著「数理考古学入門」雄山閣

# アナログ報告書とデジタル報告書

-その確執と勝敗のゆくえ-

東海大学文学部 北條芳隆

## 報告の概要

アップル社の Ipad が発売されたことによって、2010 年は電子書籍元年とも言われている。読書という営みに本格的なデジタル化の波が到来したのかもしれない、との期待や懸念が関連業界をとりまき騒然としている。ただし日本考古学界においては、発掘調査成果報告書の出版のありかたをめぐって、あるいは読者に提供できる情報の量や質をめぐって、デジタル書籍化すべきという意見が比較的早い時点から出てきたように記憶している。

私の実感では 1990 年代後半がひとつの転換点であり、2000 年以降は実際に CDROM 媒体の報告「書」を見かけるようになった。私自身も報告書の刊行時には CDROM 媒体を裏表紙の内側に添付しているし、デジタル化した「書」を Web 上に公開してもいる。有用性が高いことをもちろん認識しているからだ。

印刷所の編集・版下作成機器類がほぼ完全にデジタルベースとなった現在、カラー写真やグラフの掲載にあたってのアドバンテージは圧倒的にデジタル優位である。印刷費用の面でもデジタル化の方が比較にならないほど安く済む。だから大分量の報告「書」でも予算を気にせず、カラー写真の枚数や頁の台割表などに煩わされることなく編集できるのである。作り手の側からみると、デジタル化への障害は全くないといっても過言ではない。

なお個人的な経験を告白すると、今の私の現状認識は、図面のトレースにおいてロットリングを捨てざるをえなかったことが最初の契機であった。1990 年代半ばを境に、印刷業界における図面の版下作成がスキャナー処理になったからだ。そのときは怒りと失望感しかなかったが、その後は開き直すことにし 180 度方向転換した。開き直った瞬間に、今度は周囲から報告書デジタル化への同調者と見られるようになって今に至る。昨年度のシンポジウムのパネラーともなった赤塚次郎氏は、この点について私の師匠でもある。ちなみに彼の影響で 15 年前に Mac へと切り替えた。その良さを実感する頑強なユーザーは芸術家と医者であるといわれるが、考古学研究者もそこに加わることは断言してよい。色処理の問題である。

本題に戻すが、現在の大学における図書館の飽和状態や、考古学研究室における図書管理も限界との闘いであるという日常的に思い知らされている現実がある。また遠隔地の報告書に至急当たりたいとの欲求は、予期せぬタイミングでしばしば沸き起こる。だから報告書がデジタル化されインターネット上で公開される動きは大歓迎である。自前で書籍を管理する重圧からも、個人的な欲求不満状態からも解放されるであろう。おそらく社会全体の要請も、こちらに傾いている。

しかし同時に、デジタル化された報告「書」に目を通すことは、まだない。目の前に並べてあっても、手を伸ばすのは紙媒体の側である。パソコンの起動時間に苛立つからだ、というのは表向きの理由で、真のところはまだわからない。音楽 CD や映画 DVD を挿入するときには、起動時間に苛つくことがないからだ。だから今のところは違和感を伴う、としかいいようがない。私自身が感覚的に馴染めていないことだけは確かである。またインターネット上で読む論説と実際の紙媒体の論説を比べてみると、前者の論説は、なぜか読んだという実感がない。この感覚についても理由は不明である。

さらに報告書の作り手として、また一私立大学教員の立場から、文字情報がデジタル化されることへの懸念を表明すれば、次のごとくである。まず作り手の立場として断言できることは、誤字が確実に増えることである。先に述べたこととも関連するのであろうが、画面上での編集・校正をいかに慎重におこなっても、誤字を必ず見落とすのである。なぜか紙にプリントアウトしてからでないとなかなかつかない。この点は私に限らず、今の 20 歳代の大学生や院生にも共通する現象であるから、世代の問題ではなさそうである。パソコンの誤字検索機能の向上に委ねるしかなさそう。

次に教員の立場からの意見表明であるが、課題レポート作成の際に、インターネット上に流れている文書からの「コピペ」が問題となっていることは周知の事実である。このような自明の問題は措くとして、私が驚かされているのは、ゴチック体で本文を記述したレポートが急増している事実である。なかには丸ゴチック体のものでさえある。つい最近もこの点を学生に指摘したところ、「こちらの方が暖かみもあって、可愛いし好きですから」と平然と流されてしまった。そのうち卒業論文の文章中に絵文字が付けられそうで怖い。厳格であったはずのフォントのしきたりを、若い世代は軽々と超えてしまうのだ。ちなみに私自身のブログは「ヒラギノ明朝体」で表示されることを前提に作成しており、Mac 上では正しく表示されている。しかし多くの学生諸君は携帯電話で閲覧しているようで、そこでは擬ゴチック体で表示されているらしい。発信者側の思いは伝わらない。

最後に紹介した話題は、おそらく過渡期における前世代側の一時的な反作用なのであろう。勝敗はすでに決しており、後戻りはないとの実感もある。社会の進化に私がついていけないだけなのだと思う。そこに線を引いたり書き込みをおこなったり、という行為への欲求も、ほどなく Ipad 上でかなえられるであろう。しかし現実問題としてはデジタル化を叫びながら、同時に置き忘れ感を禁じえないのも事実である。紙のぬくもりとインクの匂い、重さの実感、それだけは今後決してかなえられないからである。

なお今回取り上げた話題の参考文献として、大西寿男氏の著書『校正のこころ―積極的受け身のすすめ』（2009 年創元社刊）を学生諸君にお勧めしたい。

## 埋蔵文化財保護行政の現状と課題

－発掘調査から報告書刊行まで－

禰亙田佳男（文化庁記念物課）

### 1 埋蔵文化財とは？

#### (1) 定義

- ・土地に埋蔵されている文化財（文化財保護法第92条）。

#### (2) 意義

- ・わが国固有の歴史と文化の内容を明らかにすることのできる国民共有の財産。
- ・地域づくり、ひとづくりにも寄与する、歴史的、地域的資産。

### 2 埋蔵文化財保護行政とさまざまな調査

#### (1) 埋蔵文化財保護行政の構造

- a 遺跡の把握・周知
- b 遺跡保存のための開発事業との調整
- c 遺跡の発掘調査
  - 遺跡の現状保存を目的とした調査（保存目的調査）。
  - 遺跡の記録を残すために実施する調査（記録保存調査）。
- d 遺跡の活用
  - a～dのすべての段階で発掘調査が行われる。

#### (2) 記録保存調査の実施

- ・発掘調査の経費は、開発事業者の理解と協力のもとに実施。
- ・これは、法的にきめられたものではなく、行政指導の範疇。
- ・違反しても罰則規定はないが、年間、全国で9,000件あまりの調査が実施される。

### 3 発掘調査報告書とは？

#### (1) 内容

- ・埋蔵文化財の保護措置を講じた行政措置の記録。
- ・発掘調査の内容をまとめた学術的な内容の記録。

#### (2) 意義・性格

- ・失われた埋蔵文化財に代わるものであり、永久に保存されることが求められる。
- ・単なる出版物（本）ではなく、単なる行政文書でもない。

#### (3) 媒体についての考え方

- ・デジタル媒体等には、媒体そのものの寿命、読み書き装置の規格変更等により、いつ使えなくなるとも限らず、長期安定保管する上では問題がある。印刷物はそれよりも、はるかに長期に保存することができるという経験を有している。
- ・報告書の意義・性格を鑑みると、現状では印刷物として残すことがベターと考えられる。
- ・発掘調査報告書は開発事業者の理解のもとに印刷経費を負担してもらっている。
- ・発掘調査報告書を作成した機関は、単に配布するのではなく、その意味・意義を説明し理解してもらうことが必要。配布されたところは、保存することが求められる。
- ・現状では300部～500部を印刷している。教育委員会、発掘調査組織、大学等研究機関、図書館等に配布し、保存し、行政関係者、大学等研究者はもちろん、一般の人を含め、広く利活用してもらえらる状態にする必要がある。

NDLによる

デジタルアーカイブの統合検索サービスについて

-PORTAの現状と将来から見た、遺跡資料との連携による効果-

国立国会図書館  
関西館電子図書館課  
柴田昌樹

<PORTA><http://porta.ndl.go.jp>  
<NDL サーチ><http://iss.ndl.go.jp/>

### (1) デジタルアーカイブの統合検索のコンセプト

- 我が国で発信されるデジタル資料の利活用のため、**デジタルアーカイブに格納された各デジタル資料を、ワンストップで検索できるポータルサイト**として構築する。  
(国立国会図書館中期計画2004)
- 検索先デジタルアーカイブの追加は、**標準的なインターフェース**を用いて連携する。連携仕様は公開する。
- 横断検索及びメタデータ収集のための**API**を公開する。

### (2) デジタルアーカイブポータル(PORTA)構築の経緯

- 平成16(2004)年12月 プロトタイプシステム構築開始
- 平成17(2005)年7月 プロトタイプシステム試験公開
- 平成19(2007)年10月 正式システムとして、公開  
\* 公開時の検索先 20種類(当館12種類、外部8種類)
- 平成20(2008)年度 機能改善・拡張開発
- 平成21(2009)年7月7日 リニューアル公開
- 平成22(2010)年7月16日  
人間文化研究機構の統合検索システムとの連携により、  
連携先デジタルアーカイブが162種類となる。

### (3) 主な機能

- メタデータによる統合検索  
(キーワード検索、連想検索等)
- 一次情報(デジタル資料そのものが利用できるもの)から先に表示
- ファセットによる絞り込み検索
- デジタルアーカイブの特性に応じたアイコン表示
- 関連情報リンク機能(当館のリンクリゾルバを使用)

PORTAのトップ画面



PORTA検索結果画面



(4) 検索先 その1

○ PORTAの統合検索先増加の変遷

- **平成19年度末**  
25種類(当館12種類、外部11機関13種類)  
: 国立公文書館デジタルアーカイブ等と連携
- **平成20年度末**  
39種類(当館13種類、外部23機関26種類)  
: 国立美術館所蔵作品総合目録検索システム等と連携
- **平成21年度末**  
55種類(当館13種類、外部37機関42種類)  
: CiNii、JAIRO、J-STAGE、西日本の公共図書館等と連携
- **平成22年12月17日現在**  
174種類(当館16種類、外部55機関158種類)  
: 人間文化研究機構統合検索システム、東日本の公共図書館との連携等

PORTAの統合検索先(平成19年度連携)

年度	区分	連携先
19年度	当館	蔵書目録(和図書・和雑誌)、雑誌記事索引、プラング文庫雑誌・新聞目録、児童書総合目録、貴重書画像データベース、貴重書サンプル、近代デジタルライブラリー、児童書デジタルライブラリー、WARP、Dnavi、カレントアウェアネス、レファレンス協同データベース
	他機関	【国の機関等】アジア歴史資料データベース[独立行政法人国立公文書館アジア歴史資料センター]、国立公文書館デジタルアーカイブ、府省所管のデジタルアーカイブサイト情報[内閣官房]、農林水産関係試験研究機関総合目録(雑誌)・農林水産関係試験研究機関総合目録(図書)[農林水産研究情報総合センター(農林水産省)] 【公共図書館】秋田県立図書館(デジタルライブラリー)・秋田県立図書館(記事・索引)、デジタル岡山山大百科[岡山県立図書館] 【大学】京都大学学術情報リポジトリ+貴重資料画像、HERMES-IR (Special Collections)[一橋大学附属図書館] 【その他】青空文庫、新書マップ[NPO法人理想出版]、日本ベンクラブ電子文藝館

PORTAの統合検索先(平成20年度連携)

年度	区分	連携先
20年度	当館	国立国会図書館電子展示会
	他機関	【国の機関等】独立行政法人国立美術館 所蔵作品総合目録検索システム、沖縄戦関係資料閲覧室所蔵資料検索[内閣府沖縄振興局沖縄戦関係資料閲覧室] 【大学】奈良女子大学所蔵資料電子画像集、神戸大学附属図書館新聞記事文庫、九州大学デジタル・アーカイブ、Directory of Open Access Journal in Japan[実践女子大学図書館]、筑波大学附属図書館貴重書コレクション 【公共図書館】茨城県立図書館デジタルライブラリー、奈良県立図書館情報館ふるさとデジタル化書籍+絵画展示ギャラリー、奈良県地域史料目録、石川県立図書館貴重資料ギャラリー・地域資料ライブラリー 【その他】hon.jp、ACADEMIC RESOURCE GUIDE (ARG) - ブログ版

PORTAの統合検索先(平成22年度連携)

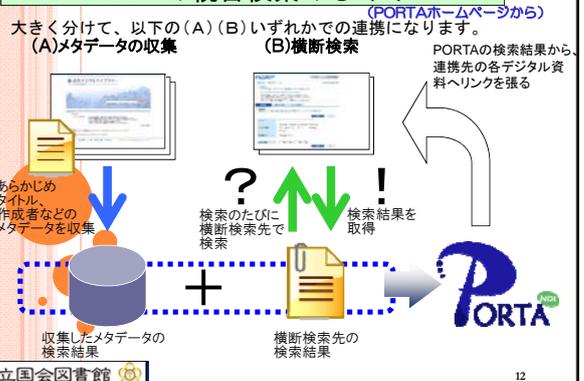
年度	区分	連携先
21年度	当館	
	他機関	【国の機関等】水産総合研究センター図書資料デジタルアーカイブ[独立行政法人水産総合研究センター]、CiNii-JAIRO[国立情報学研究所]、J-STAGE[科学技術振興機構] 【大学】古典籍総合データベース[早稲田大学図書館]、慶應義塾写真データベース・慶應義塾図書館デジタルギャラリー[慶應義塾図書館] 【公共図書館】観智の社WEB[宮城県図書館]、広島市立中央図書館特別集書[広島市立中央図書館]、三重県立図書館和漢籍資料デジタル閲覧室[三重県立図書館]、札幌市中央図書館デジタルライブラリー[札幌市中央図書館]、北海道立図書館 北方資料デジタルライブラリー[北海道立図書館]、島根県立図書館デジタルライブラリー[島根県立図書館]、徳島県立図書館デジタルライブラリー[徳島県立図書館]、大阪府立中之島図書館 貴重書画像データベース[大阪府立中之島図書館] 【その他】インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ[株式会社インプレスR&D]

PORTAの統合検索先(平成22年度連携)

年度	区分	連携先
22年度	当館	
	他機関	【国の機関等】人間文化研究機構統合検索システム、東洋文庫所蔵貴重書デジタルアーカイブ[国立情報学研究所]、奈良国立博物館収蔵品データベース[奈良国立博物館] 【公共図書館】岡山市立中央図書館 郷土資料画像集[岡山市立中央図書館]、福岡県立図書館 デジタルライブラリー[福岡県立図書館]、鳥取県立図書館所蔵絵画[鳥取県立図書館]、京都府立総合資料館 貴重書データベース[京都府立総合資料館]、埼玉県立図書館 デジタルライブラリー[埼玉県立図書館]、名古屋の絵巻書集(名古屋市絵巻中央図書館)[名古屋市絵巻中央図書館]、資料の森(千葉県立中央図書館 電子図書館)[千葉県立中央図書館]、高橋由一 石版画の世界(山形県立図書館)[山形県立図書館]、イーハトーブ岩手電子図書館(岩手県立図書館)[岩手県立図書館]、川崎市立図書館 Webギャラリー[川崎市立図書館]、神奈川県立図書館 デジタルアーカイブ[神奈川県立図書館]、富山県立図書館 古絵画・貴重書ギャラリー[富山県立図書館]、岐阜県立図書館 岐阜県関係資料+地域資料[岐阜県立図書館] 【当館】NDL蔵書目録(博士論文)、リサーチ・ナビ(調べ方案内)、インターネット資料収集保存事業(著作権別)、 【その他】インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ[株式会社インプレスR&D]

(5) PORTAのしくみ その1

PORTAの統合検索のしくみ



(5) PORTAのしくみ その2

具体的な方法

具体的な方法としては、以下の手段を用意しています。

区分	具体的方法
(A)メタデータの収集	メタデータをOAI-PMHで配信
	メタデータをRSSで配信
	メタデータファイルをFTPで転送
	メタデータファイルをメール等で送付
	メタデータを国立国会図書館で作成
(B)横断検索	SRW
	Z39.50
	OpenSearch
	スクレイピング

(5) PORTAのしくみ その3

メタデータマッピング

DCNDL\_PORTA

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| (1)Title       | (11)Source        |
| (2)Creator     | (12)Language      |
| (3)Subject     | (13)Relation      |
| (4)Description | (14)Coverage      |
| (5)Publisher   | (15)Rights        |
| (6)Contributor |                   |
| (7)Date        | (16)Annotation *  |
| (8)Type        | (17)Thumbnail *   |
| (9)Format      | *はPORTAでの<br>拡張項目 |
| (10)Identifier |                   |

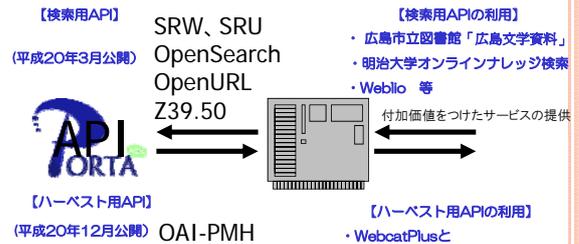
(6) API その1

○ PORTAのAPI利用状況(把握できるもののみ)

- 検索用API 15種類(14機関): 広島市立図書館目録、人間文化研究機構統合検索システム、Weblio等
- ハーベスト用API 1種類(1機関): 想-IMAGINE Book Search

(6) API その2

APIの利用(図解)



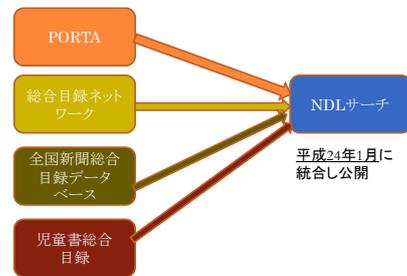
想-IMAGINE Book Search



PORTAのAPIを利用(OAI-PMH)

(7) 今後のデジタルアーカイブの統合検索サービス

◆PORTAからNDLサーチへ◆



(7) 今後のデジタルアーカイブの統合検索サービス

◆NDLサーチのコンセプト◆

- データを集約し多様なルートで利用者に届ける
  - 国立国会図書館の蔵書、都道府県立図書館、政令指定都市立図書館の蔵書、日本のデジタルアーカイブのコンテンツ(=PORTA)を多彩な検索支援を駆使して、様々な利用者に提供する。

◆外部連携方針◆

- 外部との連携による統合検索サービスの提供、APIの提供
- 外部のウェブサービスとの連携によるサービスの提供
- 研究開発による連携
- コンテンツの統合利用促進のための環境整備

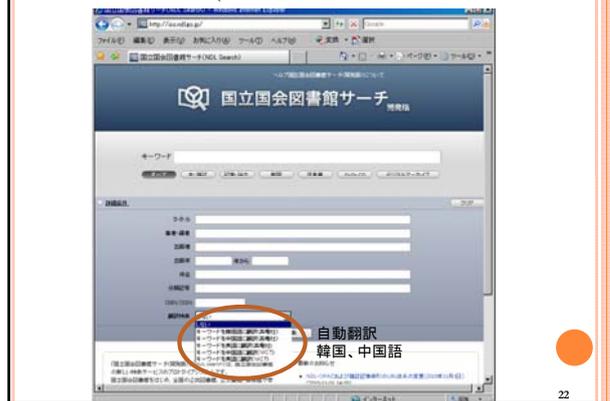
NDLサーチ(開発版)のトップ画面



NDLサーチ(開発版)検索結果画面



NDLサーチ(開発版)の詳細検索画面



(7) 今後のデジタルアーカイブの統合検索サービス

◆NDLサーチの開発◆

- 開発版の公開 平成22年8月 (<http://iss.ndl.go.jp/>) ~今後順次機能拡張したものを公開
- 開発に利用しているソフトウェア
  - OSS
    - Next-L Enju (オープンソースの統合図書館システム)
    - Hadoop (分散コンピューティングソフトウェア)
    - GETAssoc (連想検索)
    - Heritrix (収集ロボット)
  - 他機関の研究開発成果
    - 日中・中日言語処理技術の開発研究 (NICT)
  - 商用ソフトウェア
    - J-SERVER (高電社): 日中韓翻訳機能
- メタデータ
  - 国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述 (DC-NDL) (2010年6月)に準拠

(8) 遺跡資料とデジタルアーカイブ統合検索との連携による効果

- 遺跡資料に関連する様々なコンテンツが、各種データベースから同時に形態にとらわれず検索される(動画、イメージも含む)ことにより、遺跡資料の利活用がより進展すると考えられる。
  - 新しい資料の発見がある。
  - より一般の人へのアカウントビリティも向上
- (例) Europeana <http://www.europeana.eu/portal/>
- 紙資料とデジタル化資料とを別々に検索する必要がなくなり、効率的に原文情報が手に入ると考えられる。
- デジタル化された郷土資料も同時に検索できる。

# 発掘調査と報告書 ー過去・現在・未来ー

及川昭文(総合研究大学院大学)

考古学研究を進める上で、発掘調査報告書がもっとも基礎的な資料であることに対しては、誰も異論がないであろう。発掘調査報告書の電子化・公開を目指すことは利用者の要請に応えることであり、積極的に取り組むべき課題である。しかし、発掘調査報告書が考古学研究の基礎的な資料として十分にその役割を果たしてきたかという点、素直にうなずけないところがあるのも事実である。報告書が考古学研究の一次資料として機能するためには、発掘調査で得られた「情報」をもれなく、客観的に、適切な表現で広く提供されなければならない。「もれなく」とは、たとえば、作成されたすべての実測図、写真である。「客観的に」とは、報告者の恣意的な判断をできるだけなくし、知り得た事実のみを説明することである。「適切な表現で」とは、事実を予め標準的に定められた様式で表現することである。研究のための一次資料として発掘調査報告書が果たすべき役割についての議論なしに、電子化・公開を進めることは禍根を残すことになりかねない。発掘調査報告書が果たしていない役割をいかにして実現するかということを含めて、報告書の電子化・公開を提案していくことが重要である。

## 1. 報告書の役割と課題

つい最近、日本考古学協会の5万冊以上の蔵書（多くは発掘調査報告書）を英国のセインズベリー日本芸術研究所に寄贈するという騒ぎがあったが、これまでに発行された発掘調査報告書（以下、報告書）はいったい何冊になるのだろうか。奈良文化財研究所の蔵書検索で「調査」、「報告」のいずれかの語を含むものを探すと、約65,000冊が見つかる。これがかなり近い数字であろうとは想像できるが、誰も正確な数を答えられないのが事実であり、そのこと自体が大きな問題であるといえよう。いずれにせよ、膨大な数の報告書が作成されているが、これらの報告書の役割は2つある。ひとつは、発掘調査が適切に実施されたことを証拠づける行政的な文書としての役割である。もうひとつは、考古学研究のための一次資料としての役割である。前者の役割については問題はないが、後者については以下に述べるような多くの問題がある。

### 1) 量的に不十分な情報

印刷経費、作成に許された時間、作成に関わる調査員の不足といった種々の制約から、発掘調査で得られたすべての情報が報告書に掲載されることはない。たとえば、実測図や写真はほんの一部が報告書に掲載されるのみで、その遺跡に関する詳細な情報を得るためには現地に行き、自らの手で必要な情報を探し出すということが必要になってくる。

### 2) 質的に不十分な情報

報告書に記載される内容は、多くの場合報告者の判断にまかされているため、読者の必要とする情報が十分でないことが少なくない。たとえば、縄文時代を主な研究分野としている報告者が前方後円墳の報告書を作成しなければならなくなった場合、報告者の知識不足などから内容的に不十分なものになりかねない。

### 3) 恣意的な記述

本来報告書というものは、事実を可能な限り客観的に記述すべきものであるはずだが、報告者による「論文」となりがちで、主観的かつ恣意的な記述になることが多い。また、用語の標準化もなされていないため、読者にとって理解しがたい表現も少なくない。

### 4) 入手が困難

一般的に報告書は印刷部数が少ないため入手が困難な場合が多い。また、一般の図書と異なりどこでどのような報告書が発行されているかといった目録情報の作成・提供がほとんどなされていないため、報告書の存在そのものがわからないということが多い。

### 5) 時間がかかる

発掘調査の終了から報告書ができあがるまでに時間がかかる。これは遺物の整理や分析、写真や実測図の作成などといった専門的な作業は簡単には省力化できないというのがひとつの要因であるが、報告者による説明（分析）が「論文」となってしまうことが報告書ができあがるまでに時間がかかってしまう大きな要因となっている。

### 6) 基準がない

最近では報告書の巻末に「報告書抄録」として、発掘調査に関わる基本的事項（遺跡名、遺跡名の読み、報告書書名、発行機関など）が記載されるようになっており、若干の改善は認められるが、依然としてその体裁や形式は各発行機関（あるいは報告者個人といってもよい）でまちまちである。古墳や住居址といった遺跡や遺構、あるいは土器、石器といった遺物、それぞれを報告する場合、説明すべき事項やその表現形式などについて、一定の基準を設けることによって、報告書の利便性が格段に向上すると考えられるが、現実はそのような方向に向かっていない。

これらの問題を解決するための組織的な取り組みはこれまでほとんど試みられてこなかった。膨大な時間と人手をかけて作成されている報告書を考古学研究の一次資料として確立するためには、報告書の在り方を抜本的に考えなおす必要があるだろう。

## 2. 報告書の電子化と公開のために

報告書の電子化を考える場合、もっとも重要なことはその方法、過程が異なってくることから、すでに作成されている報告書とこれから作られるであろう報告書の電子化は、明確に分けて検討しなければならないことである。すなわち、すでに作成されている報告書については、その体裁や構成を変えることはできないが、これから作成するものに関しては、最初から電子化を意識して、さまざまな工夫が可能となってくる。ここでは、すでに冊子体として作成されている報告書の電子化と公開について考えることにする。

冊子体資料を電子化する方法としては、「遺跡資料リポジトリ・プロジェクト」で進めているように、各ページをスキャンして PDF ファイルとして作成するのが一般的であり、公開・流通においても利便性は高い。すでにプロジェクトでは、システムの構築、PDF 化・公開の手順などを確立しており、技術的な課題は解決できている。しかしながら、既存のすべての報告書を PDF 化するとしたら、1) PDF 化に必要な経費、2) 報告書の収集、3) 継続的な活動などの課題を克服しなければならない。そして、これらの問題を解決するには、どのような形態であれ恒常的な組織の設立が必要となってくる。

これらの組織が具体的にどのようなものになり、どのように運営されるかは今後の課題として、まずは「遺跡資料リポジトリ・プロジェクト」のメンバーを中核として、関連機関・組織を含めて議論を始めるべきであろう。関連機関・組織としては、奈良文化財研究所、日本考古学協会、全国埋蔵文化財法人連絡協議会、国立大学図書館協会、国会図書館、文化庁などを候補としてあげることができる。

ここで最初に議論すべきことは、継続的な活動が可能な運営組織はどのようなものかということである。現在の遺跡資料リポジトリ・プロジェクトのように連合体、協議会的な組織にするか、たとえば NPO 法人のような独立した組織とするのか、そのメリット・デメリットを徹底的に議論することが重要になってくる。その際考慮すべきことは、全国の市区町村（2010 年 4 月現在で 1,750）の文化財担当者が等しく参加できる仕組みである。報告書は基本的にこれらの市区町村（都道府県を含めて）で作成されている以上、彼らの協力なしで継続的な活動は不可能であるから。

### 3. デジタル時代の報告書

1990 年代後半からのインターネットの隆盛とともに、インターネットを通じての情報提供は、確実に考古学の世界にも浸透してきている。今日、多くの自治体が埋蔵文化財に関するさまざまな情報をホームページ上で提供しており、報告書の電子化は時代の流れにかなったものである。しかしながら、印刷された報告書をそのまま電子化しても、報告書の抱えている問題はそのまま残ってしまう。これらの問題を解決しようと望むならば、報告書の在り方そのものを抜本的に考えなおす必要がある。

一般的に研究者が報告書を利用するのは、報告書をまるごとではなく、その中から自分の研究に必要な情報を選んで取り出すためである。土器を研究テーマにしている研究者は土器に関する情報を、石器について関心のある研究者は石器についての情報を報告書の中から探し出して、自分の研究に利用しているのである。すなわち、いまのように一冊の報告書としてまとまっていなくても、必要な情報がある単位で蓄積され、それらの情報が簡単に探し出せるような仕組みがあれば、研究者にとって冊子体の報告書は必ずしも必要なものではなくなる。すなわち、報告書を発掘で得られた情報を集めた資料集、データ集として電子化することである。

以下、筆者の考えるデジタル時代の報告書の作成手順について述べるが、まだ構想段階で十分に検討したものでないことを予め断っておく。また、データを蓄積、公開するためのプラットフォーム（ハード、ソフトを含め）は準備されているものとする。

#### フェーズ 1 発掘調査開始時

現在、全国埋蔵文化財法人連絡協議会では、「報告書抄録データベース」を作成しているが、ほぼこれに準じた情報を発掘調査開始時に作成する。画面上で決められた項目（たとえば、遺跡名、遺跡種別、時代、住所、調査期間など）に入力して、「遺跡調査」を登録する。「遺跡」でなく「遺跡調査」を登録するのは、同じ遺跡を何度も調査する場合があるからである。調査開始時点で「遺跡調査」データを作成し、公開することによって、研究者はいち早く調査に関する情報を入手でき、発掘中の遺跡を見学することも容易になる。当然、調査前であるから時代が不明確であったり、まったく不明の項目も出てくるが、

この時点では空白，あるいは推測で入力しておけばよい。

## フェーズ 2 発掘調査終了時

調査が終了した時点で，最初に作成した「遺跡調査」データの編集（不明確な項目や空欄の修正，調査面積などの項目の追加など）を行う。ついで調査の結果明らかになった事項，具体的には発見された遺構や遺物の種類と数，特記すべき知見など，遺跡の概要を追加して入力する。これらはいずれも予め決められたテンプレートに従って入力できるようにし，担当者の負担を軽くする。また，調査中に作成した測量図，遺構や遺物の実測図，および写真については，そのインデックス・データ（ID 番号，対象，作成者，作成年月日などのメタ・データ）をテンプレートから入力し，データベースとして保存する。

この時点で，行政的文書としての調査報告書を作成することは可能であり，必要な場合は遺跡全体の実測図，写真などを加えて冊子体の報告書を作成する。

## フェーズ 3 整理・分析期間

調査が終了すると本格的な整理・分析が始まるわけであるが，整理・分析を行いながら並行してデータの入力を行う。遺構については調査中に作成されているので，ここでは基本的に遺物に関する属性情報とその遺物に関わる実測図，写真，拓本などの情報を入力することになる。実測図，写真，拓本などはスキャナで取り込み（デジタルカメラで撮影した写真はこのプロセスを省略できる），電子ファイルとして蓄積する。大規模な遺跡になると，この整理・分析に 1 年以上かかることも少なくない。従来であればすべての作業が終了してからでないと，報告書は作成されてこなかったが，この方法であれば定期的に電子化された情報をサーバにアップして，公開することも容易に行える。このことは研究者にとって大きな利点である。

以上，データ集の作成手順について述べてきたが，これらのデータはいずれも表のようなデータベースとして構築される。このように冊子体という体裁をとらないで，それまでできなかったこと（たとえば，すべての写真を掲載する）を可能にするのは，コンピュータをはじめとする IT である。考古学という分野でも IT 環境の整備は着々と進んでおり，いまこそデジタル時代に相応しい報告書のあり方を考えるべきである。

### データ集を構成しているデータベースの種類

発掘調査から直接的に得られる「遺跡」「遺構」「遺物」のそれぞれに関する属性情報のデータベース	①遺跡		遺跡に関する属性情報
	②遺構		遺構に関する属性情報
	③遺物		遺物に関する属性情報
発掘調査・整理の段階で作成される「遺跡」「遺構」「遺物」のそれぞれに関する写真・実測図などの 2 次的な情報のデータベース	写 真	④属性情報	写真に関する索引的な属性情報
		⑤イメージ	写真そのもののイメージ情報
	実測図	⑥属性情報	実測図に関する索引的な属性情報
		⑦イメージ	実測図そのもののイメージ情報
その他のデータベース。主として発掘調査・整理後の分析結果などのデータをデータベースとしたもの	たとえば，C <sup>14</sup> 分析データ，DNA 分析，プラントオパールや花粉分析などの化学的分析データ，あるいは木簡に書かれているテキストのデータ，年輪年代測定のための年輪データなどがある。		



# 全体会議

## 「遺跡資料リポジトリの拡大と今後の課題」

- 1 平成 22 年度遺跡資料リポジトリ・プロジェクトの進捗状況報告
- 2 平成 22 年度遺跡資料リポジトリ各大学からの報告
- 3 意見交換
- 4 まとめ

＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【 宮城県域 － 東北大学】

1. コンテンツ収集・登録状況

	件 数	備 考
冊子報告書	36冊	組織数：2
メタデータ	25件	公開条件：全文公開
PDFデータ	25件	公開条件：全文公開

2. 運用状況

現状報告
<p>平成 21 年度に関係組織と交渉しコンテンツ 25 件を入手。遺跡資料リポジトリサーバを新規導入。平成 22 年 4 月にデータ公開の試行開始。11 月に新規コンテンツ 11 件を入手し電子化を委託中。</p> <p>担当者数：兼任 1</p> <p>業務内容：コンテンツ入手に係る連絡調整、コンテンツのリポジトリ登録管理、サーバ管理調整</p>
問題点など

3. 自治体との交渉

経過報告
なし
改善点、問題点など

#### 4. 著作権許諾方法

現状報告
冊子の著作権機関が確認
改善点、問題点など

#### 5. 意見、要望など

<p>昨年 of 連絡調整会議において、「将来的にはセントラル・リポジトリ化を目指し、本プロジェクトはその前段階の試行という位置づけ」、「行政の現場からデータを直接上げる仕組みを作り、大学図書館はその最初のサポートを担うという位置づけ」、「プロジェクトの将来像としてある程度大学図書館で試行した後、しかるべき所に引き渡す」との説明があったと出席者から伺っている。これらについて現時点の検討状況とロードマップをご説明いただくことを要望いたします。</p>
--

＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【 山形 県域 － 山形大学】

1. コンテンツ収集・登録状況

	件 数	備 考
冊子報告書	0冊	
メタデータ	0件	
PDFデータ	0件	

2. 運用状況

現状報告
<p>経費：当初予算措置0円</p> <p>担当者数および業務内容(いずれも遺跡リポジトリ専従ではない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館職員(専任職員)：遺跡リポジトリ参加大学との連絡調整、メタデータ作成等</li> <li>・博物館職員(非常勤職員、学芸員)：県内自治体、文化財保護部署との連絡調整</li> </ul>
問題点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内に考古学専攻の専任教員がいないためアドバイスを受けられず、県内自治体の文化財保護部署とは、博物館職員の個人的な人的ネットワークをたどって連絡を取っている状況である。</li> <li>・機関リポジトリ実務の経験から、メタデータ・本文搭載実務は可能であるが、システムの知識を有する職員がいないため、ハード面での構築や、学内外への技術的な説明などにも苦慮している。</li> </ul>

3. 自治体との交渉

経過報告
<p>12月中旬ごろ、山形県の担当部署(文化財保護室)と打ち合わせを予定している。</p> <p>【備考】関係者から、山形県で電子化を進めている旨、情報を入手した。県・文化財保護室に電話で問合せたところ、文化庁予算で県内市町村レベルまでの現在入手可能な報告書冊子をほぼ全て電子化した、とのことであった。今後公開へ向けての取り組みについて、本学リポジトリとの連携の可能性について、話を進めたいと思っている。</p>
改善点、問題点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県で電子化した報告書のデータ量がどの程度か不明であるが、N I Iのクラウドシステムを利用する場合のディスク容量の制限が気がかりである。</li> </ul>

#### 4. 著作権許諾方法

現状報告
未着手
改善点、問題点など

#### 5. 意見、要望など

<p>・平成25年度以降の、クラウドシステムへのN I Iのサポート体制がどうなるか不確定であり、一方、自前でサーバを持つことが可能かどうかもこれから検討しなくてはならない。学内外の関係先に、この辺りのことをどのように説明したら理解を得られるのか、ご助言いただければ幸いです。</p>
--

＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【茨城地域 － 筑波大学】

1. コンテンツ収集・登録状況

	件数	備考
冊子報告書	16 冊	2自治体分
メタデータ	0 件	
PDF データ	0 件	

2. 運用状況

現状報告
<ul style="list-style-type: none"> <li>・21年度に収集したコンテンツ（2機関分：1自治体、1大学）36冊を茨城県遺跡資料リポジトリで公開中。</li> </ul>
問題点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題点は特になし。</li> <li>・公開した自治体の担当者からは感謝されており、アクセス件数・ダウンロード件数とも順調に増加している。</li> </ul>

3. 自治体との交渉

経過報告
<ul style="list-style-type: none"> <li>・22年4月に平成22年度茨城県市町村教育委員会文化行政担当職員研究協議会にて事業概要を報告し協力を依頼。</li> <li>・5月に2自治体から冊子報告書（16冊）を受領。</li> <li>・11月に県内自治体教育委員会宛に協力依頼文書発送。</li> </ul>
改善点、問題点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・21年度も県内自治体教育委員会宛に協力依頼文書を発送しているが、個々の教育委員会に出向いての個別交渉等は行ってはならず、先方からの連絡によってコンテンツを収集していた。</li> <li>・今年度は必要に応じて、可能な限り個々の教育委員会に出向いての直接交渉等を行いたい。</li> </ul>

#### 4. 著作権許諾方法

現状報告
<ul style="list-style-type: none"><li>・各自治体教育委員会に協力依頼書（教育長宛）と登録依頼書（埋蔵文化財担当者宛）を送付し、登録を許諾してもらえる報告書については、報告書とともに登録同意書（電子化とサーバからの公開についての許諾）を返送してもらう方式をとっている。</li></ul>
改善点、問題点など
<ul style="list-style-type: none"><li>・自治体によって著作権についての関心・知識に差があり、また報告書の著作権の帰属がどうなるかについての判断にも違いがある（登録に際しては基本的に個々の自治体の判断に従う）ため、許諾を得るのに時間がかかったり許諾を得られない例もある。</li></ul>

#### 5. 意見、要望など

<ul style="list-style-type: none"><li>・自治体向けのまとまった説明資料で全国的に共通のものと説明しやすい。</li><li>・プロジェクト全体の進行状況が必ずしも明確にわからないことがあるが、複数の大学・自治体が共同で構築していくプロジェクトなので、参加機関が最新の状況について、わかりやすい形でスムーズに情報共有できるような場がいつそう充実することが望ましい。</li></ul>
--

＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【長野県域 ー信州大学】

1. コンテンツ収集・登録状況

	件数	備考
冊子報告書	1,242冊	県内市町村・県埋文等発行の遺跡調査報告書が大半。
メタデータ	1,409件	公開条件なし。(手作り)
PDFデータ	167件	内、長野市分 105件は3月以降入手次第公開可能。

2. 運用状況

現状報告
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費 定常人員の作業工数</li> <li>・ 担当者数 1名</li> <li>・ 業務内容 遺跡報告書の収集、ページ計数、メタデータの作成など。</li> </ul> <p>長野県分のリスト作成・業務手順</p> <p>→本学所蔵分：自治体へ著作権許諾依頼，本文データ作成（業者委託），メタデータ作成</p> <p>→本学未所蔵分：自治体へ依頼，冊子受領，本文データ作成（業者委託），メタデータ作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信濃毎日、市民タイムス、中日（10/23(土) 朝日(11/6(土))の4社に報道発表された。</li> </ul>
問題点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メタデータの使用許諾が得られていないので、手作りしている点が問題である。</li> <li>・ 自治体数が多く(91自治体コード+3機関)、PDFデータでの入手まで統制しきれない。</li> </ul>

3. 自治体との交渉

経過報告
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県埋文、県教委、主要市町村には担当者が訪問し報告書入手と著作権許諾の依頼のため訪問。</li> <li>・ 上記とは別に、図書館長（歴史学者）が主要市町村を訪問しトップダウンで交渉。</li> <li>・ 県教委より、各市町村教委に対し協力を依頼する文書を発行頂き、それに重ねて依頼する形式で、長野県下全ての自治体に対し、資料提供依頼文を発行、資料収集が進んでいる。</li> </ul>
改善点、問題点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内で報告書所蔵上位3市、佐久市、上田市、飯田市のBig3すべてから未入手。</li> <li>・ 県埋文より、メタデータ使用許諾の口頭回答書が遅延している。（督促中）</li> <li>・ 反応のない自治体も多い。</li> </ul>

#### 4. 著作権許諾方法

現状報告
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 依頼文書中に、遺跡調査報告書の本学への送付をもって HP 上での公開に関し、著作権上の同意をしたものとみなす旨を記載している。</li><li>・ 本学に所蔵している分はリストを送付し、同確認をしている。今の所異論はない。</li></ul>
改善点、問題点など
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所蔵分で、反応のない自治体の著作権が確認出来ていない。</li><li>・ また、確認出来た所蔵分に関しても確認が二度手間になっており、自治体に当初提出した書面で学内所蔵分の著作権も確認する内容を記載していれば、別途自治体にリストを再送付して確認する手間が省けていた。</li></ul>

#### 5. 意見、要望など

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務局トップの交渉により、文化庁や全理協など、関連機関の承認/後援を得た活動となれば、各自治体の協力もかなり得やすいものとなるので、三年間の実績を蓄積した昨今、全国組織に対し渉外活動をお願い出来ないか。(依頼事項としては、各市町村から文化庁への提出フォームに現行の紙原稿の他、PDF を付帯する事を奨励する、文化庁や全理協などの全国機関より、各県自治体・機関に協力依頼文書を発行する、保存用に所蔵している調査報告書の電子化のための貸与を頂く(これにより全国・全件の遺跡調査報告書を網羅出来るのでは?)、公認・後援を頂くことで活動の認知度を高める etc)</li><li>・ データのアップロードも電子化業者に同時実施していただくように出来ないか。(現状は公開に関しては自治体が最終的に承認処理を行うようなフローで、アップロードまではやってもらっても良いと考える)</li></ul>
--

＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【富山県域 － 富山大学】

1. コンテンツ収集・登録状況

	件数	備考
冊子報告書	0/565冊	機関数：21
メタデータ	0件	
PDFデータ	0件	

2. 運用状況

現状報告
担当者数：担当者1名（自治体交渉に他2名） 業務内容：まだ未登録で運用していない。
問題点など

3. 自治体との交渉

経過報告
2010年9月 学内関連分野の教員に説明、協力を依頼 10月～11月 教員から紹介された3つの自治体へ訪問 遺跡リポジトリについての説明を行い、協力を依頼 奈良文化財研究所へ抄録データベースの県内分書誌データの複製依頼文書を送付 今後の予定 編集発行機関別に電子化対象資料リストを作成して資料提供を依頼する 訪問済みの自治体から資料収集作業を進める その他の未交渉の自治体訪問、協力依頼を行う
改善点、問題点など

#### 4. 著作権許諾方法

現状報告
自治体訪問時に著作権許諾についての説明を実施 著作権許諾については各自治体で対応するとのことで、自治体ごとに同意書を作成する予定
改善点、問題点など

#### 5. 意見、要望など

--

＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【 奈良県域 － 奈良女子大学 】

1. コンテンツ収集・登録状況

	件 数	備 考
冊子報告書	48冊	
メタデータ	0件	
PDFデータ	0件	

2. 運用状況

現状報告
責任者1名 実務担当者2名
問題点など

3. 自治体との交渉

経過報告
奈良市埋蔵文化財調査センター，奈良県立橿原考古学研究所，元興寺文化財研究所に対して，事業説明・許諾依頼を行った。
改善点、問題点など
遺跡資料リポジトリについて，あまり知られていないので，もっと広報することが必要であると思われる。



＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【 大阪府域 － 大阪大学】

1. コンテンツ収集・登録状況

	件数	備考
冊子報告書	344冊	平成21年度335冊, 22年度9冊
メタデータ	320件	21年度分のみ
PDFデータ	318件	21年度分のみ

2. 運用状況

現状報告
<p>21年度には6市町および本学埋蔵文化財調査室の報告書320件を登録した。22年度は拡大にまで至っていない。</p> <p>人員：コンテンツ収集担当約1名。システム担当2名。全て兼任。</p> <p>経費：なし。</p> <p>毎回のバックアップの際にかなりの時間を要したため、自力でサーバのハードウェア機能を強化した。(物理メモリ3GB, ゲストOS側のハードディスク転送速度ATA133, USB2.0対応)</p>
問題点など
<p>担当者が兼務であり忙しいと全く手がつけられない。館内の体制確立が課題。</p>

3. 自治体との交渉

経過報告
<p>22年度, 新規自治体への拡大ができていない。年度初めに大阪府教育委員会の埋蔵文化財担当者連絡協議会にて宣伝をさせていただいたが, その後の個別コンタクトが大学側から取れていないためと考えられる。</p>
改善点、問題点など
<p>新規自治体の開拓, 個別訪問・協議の時間をどのように確保し担当するかが難しくなっている。</p>

#### 4. 著作権許諾方法

現状報告
著作権の許諾は教育委員会に一任している。大学側が具体の手続き等には踏み込まず、電子化・公開判断まで教育委員会が行う。
改善点、問題点など

#### 5. 意見、要望など

遺跡リポジトリのシステム自体について時々アップデートが行われているようであるが、アップデートファイルの更新が行われたら随時メーリングリストにて通知いただけるとありがたい。全体の計画についての共有がしづらくなっている。何らかの形で、年間スケジュール・今年度の新たなパンフレット等を <u>早めに</u> いただけると助かる。
---

＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【兵庫県域 — 神戸大学】

1. コンテンツ収集・登録状況

	件数	備考
冊子報告書	521冊	兵庫県教育委員会分 374冊 神戸市教育委員会分 147冊
メタデータ	65件	未公開分を含め、兵庫県分 374件、神戸市分 124件登録済
PDFデータ	65件	神戸市の公開許諾が得られた中で、再チェック済分を公開

2. 運用状況

現状報告
<p>経費：サーバー購入費 522,900円 冊子報告書送料 23,415円</p> <p>担当者数：兼任1名</p> <p>業務内容：兼任の職員1名で、メタデータ作成と公開の作業、自治体との調整を行っている。</p>
問題点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度に大量にPDF化を済ませ、メタデータの作成もほぼ終了しているが、自治体から公開許諾を得るための最終調整作業が終了しておらず、公開にまで至った件数は、さほど多くなっていない。</li> <li>メタデータの作成（特に遺跡情報の部分）に困難を感じるケースが多々ある。</li> </ul>

3. 自治体との交渉

経過報告
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年7月に本学の地域連携センターを仲立ちとして、兵庫県立考古博物館、神戸市埋蔵文化財センターと協議を行い、電子化公開が可能との回答を得た。</li> <li>平成21年度に電子化を終了し、メタデータの登録を進めるとともに、公開許諾を得るための調整作業を進め、神戸市教育委員会からは、有償頒布していないものについて、許諾を得られた。</li> <li>兵庫県教育委員会とは、現在、最終調整中である。</li> </ul>
改善点、問題点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度は、前年度にPDF化したものの公開準備に努めたため、新たな自治体との交渉に入ることができていない。</li> <li>早急に既存分を公開し、遅くとも来年度には、新たな自治体と交渉に入りたい。</li> </ul>

#### 4. 著作権許諾方法

現状報告
<ul style="list-style-type: none"><li>・兵庫県教育委員会（教育長）、神戸市教育委員会（教育長）宛に、「冊子体報告書の電子化」、「本学サーバーからの公開」について文書で許諾申請を行った。</li><li>・神戸市教育委員会からは、一定の条件の下に公開を許諾する旨の回答文書を、公開を許諾する報告書のリストと共に受領した。</li><li>・兵庫県教育委員会とは、最終調整中である。</li></ul>
改善点、問題点など
<ul style="list-style-type: none"><li>・各自治体、それぞれに事情があるため、一律の許諾申請文書では対応できないと考えられるが、多くの雛形が用意されれば実務上の参考となり、望ましいと思われる。</li></ul>

#### 5. 意見、要望など

<ul style="list-style-type: none"><li>・メタデータを登録していて、特に遺跡情報の入力に迷うことが多い。報告書の抄録と奈文研の抄録データベースの内容が微妙に違うことがある。また、奈文研のデータベースに重複しているデータがあって、その内容にずれがあることもある。メタデータのコーディングマニュアルがあれば便利かと思われる。</li><li>・操作説明書も簡潔すぎて少しわかりにくいように感じる。</li></ul>
--

＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【 鳥取県域 — 鳥取大学】

1. コンテンツ収集・登録状況

	件 数	備 考
冊子報告書	114 冊	13 の自治体・団体の発行資料
メタデータ	522 件	
PDF データ	749 件	

2. 運用状況

現状報告
<p>実務担当者数 1 人ただし兼任なので実質はおそらく 0.1 人以下。経費については電子化の経費以外は学内の経費でまかなっている。主に作業のための人件費とサーバの維持・管理の費用。</p> <p>主な作業内容は著作権の許諾、メタデータ、PDF ファイルの三つがそろったものの公開。他、別途許諾資料部分執筆者への働きかけ、寄贈される新規発行分のとりまとめなど。</p>
問題点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ量がサーバの限界になる前に外部に移行できるかどうか。学内で現在以上にサーバ容量を増やすには別途経費が必要になりそうのため。</li> <li>・作業時間の確保</li> </ul>

3. 自治体との交渉

経過報告
<p>報告書等の発行元である、各自治体の担当部署、教育委員会および埋蔵文化財関連団体に、報告書等の複製、公衆送信を一括で許可してもらうよう文書で依頼。昨年度中までに依頼した県および 4 市 14 町 1 村 3 団体のうち、県および 4 市 5 町 3 団体より図書館長宛の文書で許諾を得ているが、以降現時点まで変わりなし。</p>
改善点、問題点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村合併前の資料の扱い(一括許諾に含まれている場合もあり)。</li> <li>・未所蔵資料の収集</li> </ul>

#### 4. 著作権許諾方法

現状報告
報告書等の発行元（各自治体の担当部署、教育委員会および埋蔵文化財関連団体）に、報告書等の複製、公衆送信を一括で許可してもらうよう文書で依頼して許諾を得ている。なお、発行元によっては条件付きの場合がある。
改善点、問題点など
・許諾条件（外部執筆者の執筆部分は不可もしくは別途要許諾）クリアのための作業量増大。

#### 5. 意見、要望など

--

＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【 島根 県域 － 島根大学】

1. コンテンツ収集・登録状況

	件 数	備 考
冊子報告書	966 冊	17 機関、県,市,大学
メタデータ	966 件	発行機関による公開判断
PDF データ	966 件	発行機関による公開判断

2. 運用状況

現状報告
<p>経費：CSI+科研費                  担当者数：6名（ワークグループ）                  業務内容：全国調整、県内取りまとめ、システム改修                  その他：</p>
問題点など
<p>報告書抄録のない資料については、遺跡メタ情報の付与は行っていない。                  自治体によっては、担当者が交代するケースも出てきているため、継続的な依頼が必要である。</p>

3. 自治体との交渉

経過報告
<p>前年未参加の 7 自治体（内 1 自治体は未発行）に資料提供の依頼を行い 1 自治体から資料提供を頂いた。5 自治体は検討中。                  既参加自治体の未提供資料については、本学が所蔵する資料で電子化することを検討している。                  今年度で島根県内発行分について終了予定？</p>
改善点、問題点など
<p>自治体は文化庁からの文書にしたがって報告書の作成等を行っているため、継続的に報告書の電子化と公開を行うためには、所管省庁からの文書が必要となる。                  古いものについては、既に無いものや特定機関しか所蔵しないものもある。</p>

#### 4. 著作権許諾方法

現状報告
電子化の許諾は、資料提供を受けた報告書について電子化の許諾がとれたものとしている。 公開許諾は、公開処理を各自治体に行ってもらうので、このときに許諾を行われたものとする。 また、非公開対象物も存在するが自治体の判断としている。
改善点、問題点など
報告書は行政文書に当たるものであるが、執筆する担当者に行政文書という意識が薄いため、執筆者に著作権がないにも関わらず個々の著者から許諾を得る作業をする場合もあり、本来必要でない事務処理が発生する。 古いものでは、自治体統合等により担当で判断の出来ないものも生じてきている。

#### 5. 意見、要望など

学生の事前調査やレポート作成で電子データの利用要望も上がってきている。 県内資料については、昨年来の活動によりずいぶん電子化を進めてきたが、他地域の資料については、十分利用出来る状況とはなっていない。また、相互貸借での利用も増えていることから遺跡報告書の電子利用のニーズがあるが、保存スペースとの兼ね合いもあるため、全国的な電子データの相互利用環境の構築が望まれる。 一方で、本活動は期限付きの CSI 委託事業に依存する形をとっており、委託事業終了後の自立的な展開と安定的な利用環境構築のための基盤整備が必要である。そのための前提として、保存媒体としての冊子報告書と、利用のための媒体としての電子化された報告書の定着を図ることが必要であり、電子化を進めるための所管官庁からの文書の整理が望まれる。
---

＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【 岡山 県域 - 岡山 大学】

1. コンテンツ収集・登録状況

	件 数	備 考
冊 子 報 告 書	1 3 3 冊	9 市町および本学埋蔵文化財センター発行資料
メ タ デ ー タ	件	
P D F デ ー タ	1 件	

2. 運用状況

現状報告
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費： 独自予算なし。</li> <li>・担当者数： 1（他の業務と兼任）</li> <li>・業務内容： 自治体との交渉、メタデータおよび PDF ファイルの登録</li> </ul>
問題点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行サーバ老朽化後の後継サーバの確保</li> </ul>

3. 自治体との交渉

経過報告
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 9 月 2 7 日付で県内全市町村の教育長宛に事業への協力依頼文書を送付。</li> <li>② 9 市町から電子化および公開の許諾を得て、本学発行分と合わせて電子化作業中。</li> </ul>
改善点、問題点など

#### 4. 著作権許諾方法

現状報告
<ul style="list-style-type: none"><li>・参加全自治体から個別に許諾を得た。</li><li>・依頼および許諾内容は自治体ごとに個別に設定。</li></ul>
改善点、問題点など

#### 5. 意見、要望など

<ul style="list-style-type: none"><li>・難しいとはおもいますが、作業の進め方やスケジュールについての案内（今年度は9月中旬受信）を、もう少し早めにいただけると助かります。</li></ul>
--

## ＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【 山口県域 － 山口大学 】

### 1. コンテンツ収集・登録状況

	件 数	備 考
冊子報告書	319 冊	4 自治体（山口大学を除く）、遺跡調査報告書
メタデータ	319 件	自治体の内容チェックが必要
PDF データ	315 件	自治体の確認待ち

### 2. 運用状況

<p>現状報告</p> <p>経費：システム保守費，消耗品等（人件費は除外）</p> <p>担当者数：大学側で関わっている人数は 5 名</p> <p>業務内容：自治体との連絡調整、システムメンテナンス等</p> <p style="padding-left: 40px;">山口県市町埋蔵文化財連絡協議会での状況報告は、事業開始から本年度で 3 回目。</p>
<p>問題点など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体担当者の多忙さ</li> <li>・自治体によっては、報告書を公開しても活用するインフラ整備が遅れていて、報告書作成時（一番必要な時）に報告書を閲覧できないところもある。</li> </ul>

### 3. 自治体との交渉

<p>経過報告</p> <p>現在参加の自治体には、メタデータ確認後の公開を依頼中である。</p> <p>カレント分については、報告書作成時に電子媒体で取得・保存とリポジトリへの追加登録をお願いしている。また、山口県市町埋蔵文化財連絡協議会にて、各年の状況報告とともに参加を募っている。</p>
<p>改善点、問題点など</p> <p>文化庁からの明確な方向付けがないと組織として参加が困難だと考えるところもある。</p>

#### 4. 著作権許諾方法

現状報告
各自治体において処理することとしており、現状でクリアされているものは一部である。
改善点、問題点など

#### 5. 意見、要望など

--

＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【 香川地域 - 香川大学】

1. コンテンツ収集・登録状況

	件数	備考
冊子報告書	413冊	14機関が参加，報告書，分冊付図などは数に含まず
メタデータ	413件	
PDFデータ	413件	

2. 運用状況

現状報告
香川県遺跡リポジトリは平成21年4月に公開を行った。現在のところ、平成21年度電子化を行ってもらった413件のうち201件(48.6%)を当該リポジトリで公開している。経費については、報告書の電子化は「遺跡資料リポジトリ・プロジェクト」の経費で行っており、学内・自治体からの負担はない。担当者数は職員3名で役割分担(総括、システム、自治体対応)を行い、負荷分散を行い運用している。平成22年度の課題は、各自治体の担当者に登録作業を促進するために、登録更新公開のための作業用ID・パスワードを取得してもらい、個別講習会を実施することである。概ね23年1月～2月にかけて県内をまわる予定である。
問題点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子化を行う経費が学内経費からは出せない。</li> <li>・将来的にサーバ更新が将来必要であり、図書館システムの更新などに組み込むことも考えなければならない。</li> <li>・システム経験が豊富な職員がいないので、今後経験が必要である。</li> </ul>

3. 自治体との交渉

経過報告
平成21年度に準備作業を行い、平成21年4月から正式公開を行っている。平成21年3月に自治体担当者を集めて、説明会を行いました。大学と自治体の役割分担として、大学は報告書電子化及びシステムの運用、自治体は報告書のメタデータおよびPDF登録および公開判断としている。これまでには5県市町から作業用ID・パスワードの申請を受けて発行している。「2. 運用状況」にも記述したが、23年1月～2月にかけて各自治体担当者に対して個別講習を行う予定である。
改善点、問題点など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体によって対応方法がまちまちなので常に状態を整理することが必要である。</li> <li>・自治体によって報告書の媒体(冊子・PDF)が異なり、臨機応変な対応が必要である。特にPDFを各自治体自身が行っている場合、解像度が悪く使えない場合がある。</li> </ul>



＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【 徳島県域 - 徳島大学】

1. コンテンツ収集・登録状況

	件数	備考
冊子報告書	0冊	
メタデータ	0件	
PDFデータ	0件	

2. 運用状況

現状報告
現在はコンテンツ収集のため自治体と交渉している段階であり、運用体制はまだできていない。
問題点など
1名が兼務で担当する形になるものと思われるが、他業務の合間にいかに効率よく自治体との交渉等進めていくか。

3. 自治体との交渉

経過報告
2010/9/13：本学埋蔵文化財調査室の教員と話し合い。本学発行の遺跡資料報告書(3冊、既にデジタル化済み)についてリポジトリ登録の同意を得る。また、各自治体の担当者を紹介していただくことになった。
2010/9/21：徳島市教育委員会の方と話し合い。リポジトリ登録に前向きな返事をいただく。10/26に報告書38冊を預かり、電子化業者に郵送。現在は電子化待ちの状態。
2010/10/15：徳島県埋蔵文化財センターの方と話し合い。前向きな返事をいただく。このセンター発行の報告書は徳島県教育委員会に著作権があるため、そちらに話を伝えるとのこと。
2010/10/29：徳島県教育委員会の方と話し合い。前向きな返事をいただく。報告書の状態(在庫等)を確認し、後日返事するとのこと。
改善点、問題点など

#### 4. 著作権許諾方法

現状報告
<p>報告書の著作権は各自治体にあるため、各自治体の判断に任せている。リポジトリ登録許諾を得た報告書についてリストを作成し、一括で許諾書をいただく形にしている。</p> <p>本学発行の遺跡資料報告書の一部に外部の方が執筆された箇所があったため、そこは口頭でも本人の許諾を得ていただくよう、本学教員にお願いした。</p>
改善点、問題点など
<p>自治体も他業務の合間に多数ある報告書の確認をしているため、全ての箇所で著作権の確認が行き届いているのかははっきりしない所がある。</p>

#### 5. 意見、要望など

--

＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【 高知県域 － 高知大学 】

1. コンテンツ収集・登録状況

	件 数	備 考
冊子報告書	173冊	
メタデータ	173件	
PDF データ	173件	

2. 運用状況

現状報告
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度より本プロジェクトに参加しており、現在のところ173件を登録・公開している。</li> <li>・担当者は本学学術情報リポジトリとの兼務で、実質的には2名である。</li> <li>・業務内容は、自治体との交渉、報告書の収集、メタデータ作成・登録等である。</li> </ul>
問題点など
報告書の電子化データを受け取る際、FTP で受け取る必要があったが、FTP が禁じられており、業者にデータを持ってきてもらった。

3. 自治体との交渉

経過報告
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県教育委員会文化財課及び高知県埋蔵文化財センターに、文書で協力を依頼した。</li> <li>・冊子体報告書及び電子化データの提供を受けた。</li> </ul>
改善点、問題点など
報告書 PDF データを自治体に渡す際、ファイルサイズが大きいため、外付け HDD を購入して対応した。

#### 4. 著作権許諾方法

現状報告
自治体側に一任している。
改善点、問題点など

#### 5. 意見、要望など

<ul style="list-style-type: none"><li>・透明テキストの精度が良くない。</li><li>・自治体から PDF データとしてもらったものは、ファイルサイズが公開用としては非常に大きく、他の公開データとファイルサイズを合わせる必要があったが、元々の解像度などがわからず、どれくらい圧縮すればいいか試行錯誤した。</li></ul>
--

＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【 福岡 県域 - 九州大学 】

1. コンテンツ収集・登録状況

	件 数	備 考
冊子報告書	0冊	機関数、種類数など
メタデータ	0件	公開条件など
PDFデータ	0件	公開条件など

2. 運用状況

現状報告
<p>経費、担当者数、業務内容など</p> <p>福岡市埋蔵文化財センター様から平成22年度に報告書1,013冊の電子化を実施する旨のお話を受け、島根大学様の仲介のもと、公開ナビゲータ役・大学担当として平成22年9月に担当をお引き受けしました。</p> <p>リポジトリの担当者（リポジトリ係2名）が担当をいたします。</p> <p>NIIのクラウドを利用した運用を予定しています。</p>
問題点など

3. 自治体との交渉

経過報告
<p>福岡市埋蔵文化財センター様へ（平成22年11月30日 TELにて）ヒアリングを実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書1,013冊についての電子化予算を獲得、本年度中に実施を決定</li> <li>・平成22年11月現在、12月に入札、来年1月から作業開始予定</li> <li>・平成22年10/30-11/1 中国・四国・九州ブロック会議においても話題にした</li> <li>・先で打合せをもつ予定としている</li> </ul>
改善点、問題点など

#### 4. 著作権許諾方法

現状報告
未だ実施していない。
改善点、問題点など

#### 5. 意見、要望など

<p>自大学でのサーバ構築・継続管理は難しく、NIIクラウドでの運用をリポジトリ構築先行機関として、お手伝い出来ることを、計画・予定しております。</p> <p>まずは、福岡市埋蔵文化財センターの報告書の公開に向け、調整に努めたいと考えています。</p> <p>また、ヒアリングでは、以下のような相談を受けました。</p> <p>「著作権許諾について、報告書の面から一般論文とは違い、特殊なのではと思うが、不明・不安に思うところがあり、どういう取り扱いをしているのか、どういう許諾をとっているのか、他機関での例なども知りたい。」</p> <p>「リポジトリに登録した際のセンターHPからのリンクイメージはどういった感じか知りたい。」</p> <p>新しい試みへの初参加、どうぞよろしくご指導のほど、お願いいたします。</p>
--

＜全国遺跡資料リポジトリ・オープンカンファレンス報告概要＞

【 宮崎県域 － 宮崎大学】

1. コンテンツ収集・登録状況

	件 数	備 考
冊子報告書	484 冊	3機関
メタデータ	484 件	
PDF データ	829 件	

2. 運用状況

現状報告
経費：図書館運営経費 担当者：正職員 1（兼務）：広報、コンテンツ収集、連絡調整、データ登録等 派遣職員 1（不定期）データ登録
問題点など
人員不足

3. 自治体との交渉

経過報告
継続自治体に引き続き協力を依頼した。 新規自治体に館長名による電子アーカイブ事業案内文書を送付。 県で実施した文化財担当者研修会時に説明。 新規に 5 自治体より賛同を得た。
改善点、問題点など
役割分担やスケジュール等は各自治体と相談しながら決めていくスタンスで交渉している。協力的な自治体から教えてもらったことを次に活かすという手探りの状態である。 報告書の裁断に関して了承を得るのが難しい。（特に残部が 1 部しかない場合）

#### 4. 著作権許諾方法

現状報告
自治体から、以下 2 点について同意を得ている。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 遺跡報告書を電子化しサーバに複製すること（複製権）</li><li>・ 電子化した遺跡報告書をインターネットで公開すること（公衆送信権）</li></ul>
改善点、問題点など
自治体側は、著作権・著作権の問題についての心配があるようである。説明にあたり十分な著作権知識が必要である。交渉初期には、遺跡報告書が著作権法で保護する著作物にあたらないという認識がなく、自治体側に不要な混乱を与えた。 今後、文化財報告書等も収集する方針であるが、写真への著作権や個人情報等、配慮する事項が増えるため、慎重に協議の上方針等を決定していく所存である。

#### 5. 意見、要望など

<p>【利用者（研究者）からの要望】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●リポジトリでブラウザ機能を使う際、年度別、出版別でソートする機能がほしい。いつ、どの機関から発行された報告書か、という探し方をするので、書架で探す感覚がほしい。</li><li>●リポジトリで報告書の PDF ファイルを読む際、横に目次機能があり、スクロールしなくても該当箇所に行けると使いやすい。</li></ul> <p>【担当者としての要望】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●コミュニティページの充実 著作権や報告書のデジタル技術等の専門知識を自治体、図書館双方で共有できる場、自治体や研究者が使いやすいシステムになるための意見を出し合う場となることを希望する。</li><li>●上半期の担当者会議（研修会）の開催 担当者の異動等もあるため、継続機関も 9 月頃行われる実務者連絡・調整会議には継続機関も参加させていただけるとありがたい。 また、自治体に説明する際には、著作権、および報告書の作成から流通までの全般的な知識、最新の画像デジタル技術に関する知識が必要である。大学によってはその知識を持つ担当者がいないこともあるので、遺跡報告書に関する概要説明会（研修）があると効率的であり、他の大学も参加しやすいと思う。</li></ul>
--



# 資料編

## 1 行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準（報告）

文化庁埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

(以下の部分を抜粋)

- ・ 第2章 4 発掘調査報告書
- ・ 別紙3

(全文は以下に掲載)

- ・ [http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/pdf/houkoku\\_06.pdf](http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/pdf/houkoku_06.pdf)



# 行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準(報告)

平成 16 年 10 月 29 日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

## 目 次

## はじめに

### はじめに

#### 第 1 章 調査標準に関する現状と課題

- 1 記録保存のための発掘調査
  - (1) 調査標準に関するこれまでの経緯と現状
  - (2) 調査標準についての行政的位置付け
  - (3) 発掘調査の方法・内容に関する標準についての基本的な考え方
- 2 保存・活用のための発掘調査
- 3 試掘・確認調査

#### 第 2 章 記録保存のための発掘調査に関する標準

- 1 記録保存のための発掘調査に関する基本的事項
  - (1) 発掘調査の性格と内容
  - (2) 発掘調査に関する基本的事項
  - (3) 発掘調査の工程と調査体制
  - (4) 調査手法の開発・改良
- 2 発掘作業
  - (1) 発掘作業の基本方針
  - (2) 発掘作業の工程とその内容
- 3 整理等作業
  - (1) 整理等作業の基本方針
  - (2) 整理等作業の工程とその内容
- 4 発掘調査報告書
  - (1) 報告書の意義
  - (2) 記載事項とその内容
  - (3) 記載に当たっての留意事項
  - (4) 体裁
  - (5) 刊行
  - (6) 保管・活用

#### 第 3 章 保存・活用のための発掘調査に関する標準

- 1 保存・活用のための発掘調査に関する基本的事項
- 2 発掘作業
- 3 整理等作業
- 4 発掘調査報告書

別紙 1～3

埋蔵文化財は我が国あるいは全国各地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない国民共有の貴重な歴史的財産であり、将来の文化の向上・発展の基礎をなすものである。そして埋蔵文化財は、先人たちが営んできた生活の直接的な証であり、文字による記録だけでは知ることのできない、各地域の長期にわたる豊かな歴史と文化を生き生きと物語る。そのため、地域にとっての誇りと愛着をもたらす精神的拠り所となるとともに、個性豊かな地域歴史・文化環境を形作る重要な資産でもある。

したがって、埋蔵文化財を、開発事業との円滑な調整を図りつつ、また、国民の理解と協力を得ながら、適切に保護し、活用することは文化財行政上重要な課題である。

「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」(以下「委員会」という。)は、埋蔵文化財の適切な保護と開発事業との円滑な調整の推進を図る上で行政上必要とされる事項について、基本的な方向を検討することを目的として、平成 6 年 10 月に設置された。検討に当たって、各地方公共団体等における実態を踏まえ、より審議を深めるために、都道府県・市町村の教育委員会又はその関係機関の実務担当者からなる協力者会議があわせて設置されている。

委員会でこれまで検討してきた事項については、『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』(平成 7 年 12 月)、『出土品の取扱いについて』(平成 9 年 2 月)、『埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて』(平成 10 年 6 月)、『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について』(平成 12 年 9 月)、『都道府県における地方分権への対応及び埋蔵文化財保護体制等についての調査結果について』(平成 13 年 9 月)及び『出土品の保管について』(平成 15 年 10 月)として報告されており、これらの報告を踏まえた文化庁の通知等により、各地方公共団体において所要の施策が実施されてきているところである。

このたびの検討課題は、「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準」である。

行政目的で行う調査には、現状のまま保存を図ること

ースし、さらに他の図面、写真も含めて印刷用の版下を作成する。「割付・編集」では印刷物とするために文章及び図面や写真の配置を割付し、全体を編集する。「印刷」は仕様を決め発注して印刷物にする工程である。

記録保存のための発掘調査にあつては、報告書の内容の如何によって調査事業そのものの成否が左右されることをしっかり認識して各作業を進める必要がある。

#### (オ) 保管・活用に備えた作業

##### 別紙2「整理等作業の標準」5参照)

発掘調査で作成された記録類及び整理等作業で作成された資料類や出土遺物は、調査に関する資料として、また、成果の活用のために重要かつ不可欠のものであり、将来にわたって保存・活用していく必要のあるものであることから、後世に残す必要のあるものについて、遺跡が所在する地方公共団体で確実に保管し、必要に応じて希望者が利用できる状態にしておく必要がある。そのため、地方公共団体以外の調査主体が行った調査の場合にあつては、調査完了後、資料類・出土遺物を遺跡所在地の地方公共団体へ移管することとする等により上記の措置が可能なようにする必要がある。

公開すべき記録・資料や遺物は、文化財の普及・活用活動等を通じて積極的に公開し、国民が埋蔵文化財に親しみ、国や地域の歴史についての理解を深めるために活用する必要がある。

## 4. 発掘調査報告書

### (1) 報告書の意義

記録保存のための発掘調査における報告書は、埋蔵文化財のうち、現状で保存できなかったものに代わって後世に残る記録の中で最も中心となるものであり、埋蔵文化財に代わる公的性格をもった重要な存在である。

したがって、報告書は、発掘作業から整理等作業によって得られた情報を的確に収録したものでなければならないのは当然であるが、それとともに、将来にわたってこれを活用する場合のために理解しやすいものでなければならない。

その作成に際しては、事実及び所見の記述と図面・写真等の資料を体系的・合理的に構成し、利用しやすいものとなるよう細心の注意をもって当たる必要がある。

### (2) 記載事項とその内容

#### (別紙3「発掘調査報告書の標準」1参照)

報告書は、記録保存に関して行政的に講じた措置の記録と、発掘作業及び整理等作業を経て得られた学術的成果の記録からなる。

報告書に掲載する基本的項目は、経過、遺跡の位

置と環境、調査の方法と成果、理化学的分析、総括、報告書抄録等がある。理化学的分析は必要な場合に加わるものである。

以下、各項目の記載事項についての要点を述べ、具体的な内容については「別紙3」に記すこととする。

#### 経過

その発掘調査を必要とするに至った開発事業等と埋蔵文化財保護との調整、調査体制、調査活動、調査後の保護措置等、開発事業との調整から調査完了に至る一連の事実を記述する。(地方公共団体以外の者による調査の報告書にあつては、行政的に講じた措置の記録は、関係した地方公共団体から提供する等の対応が必要である。)

#### 遺跡の位置と環境

その遺跡の歴史的な意味を把握する上で不可欠の要素であり、調査対象遺跡を含む一定地域の基本的な地形と自然環境、他の遺跡のあり方等について把握できるよう記述する。

#### 調査の方法と成果

報告書の中核をなす部分であり、通常、最も多くの分量を占める。発掘作業と整理等作業の方法について記述した上で、検出・把握できた遺構の状況、遺構と遺物の関係、遺物全体の出土量・内訳、個々の遺物の要点等の事実を、遺構・遺物の図面や写真を示しながら記述する。調査員が作業途上に思考したことを含め、発掘作業から整理等作業を通して得られたことを的確に記述する。

#### 理化学的分析

発掘調査の成果をより総合的に理解するために行つた年代測定、自然環境、産地同等に関する分析結果がある場合に記載する。ただ単に分析データを掲載するだけでなく、分析を行つた目的や意図を記述し、その成果を「総括」に生かすことが必要である。

#### 総括

「調査の方法と成果」の事実記載だけでは発掘調査の成果全体を的確に理解することができないため、その発掘調査によって把握された遺構・遺物から、遺跡全体の構造や性格、時期的変遷等の客観的事実の整理及びその遺跡が地域の歴史の中でもつている意味、位置付け等を記述する。従来、この項目は「考察」と称されることが多く、その意義付けが明確ではなかったが、その目的・意義を明確に示すために「総括」と呼称するものである。

#### 報告書抄録

発掘調査の基本的情報である調査組織及び調査員、遺跡で得られた成果等を所定の様式の一覧にして巻末等に付するものである。報告書データベース

の作成等の利用にも供される。

### (3) 記載に当たっての留意事項

(別紙3「発掘調査報告書の標準」2参照)

報告書に必要な事項が記載されていないものや過剰な情報が未整理のまま掲載されているものがあることから、その作成に当たっては、遺跡を理解する上で必要な遺構や遺物の実測図のうち掲載するものを選択しなければならない。すべての遺構について個々の規模や土層等を表示することや、遺物実測図で示されている製作技法等を再度重複して表にも記載する等のことのないように、報告すべき事項、表現する文章、掲載する資料等について、全般にわたって調査組織全体で綿密な検討を行い、当該遺跡に関する情報を的確かつ簡潔に表すよう努めなければならない。

また、個々の遺構、遺構相互の関係、層位関係、遺構と遺物の関係等について、総体に矛盾のないように整合した説明を行い、その説明と図や写真等の資料との関係が検索しやすく、使いやすいものとなるように、利用する側の立場に立って理解しやすい構成・表現を工夫しなければならない。特に調査面積が大規模で遺構・遺物が膨大に検出されたため報告書に記載すべき事項が多い場合等にあっても、必要な情報を簡潔にまとめるよう努めなければならない。

なお、報告書においては文章による記述が主要な部分を占めるのであるから、客観的事実と調査員の所見を体系的・論理的に表現し、理解しやすい明解な文章表現を心がけなければならない。

### (4) 体裁

報告書は、現状保存できなかった遺跡の内容を示す唯一の記録刊行物であることから、長期間にわたって保存が可能な印刷方法、製本方法、紙質等を適切に選択する必要がある。ただし、過剰に華美な体裁のものとすることは避けなければならない。

現在の報告書は印刷物が一般的であるが、デジタル技術は急速に進歩し普及しつつあり、それを導入した報告書のあり方についても、今後、検討する必要がある。

### (5) 刊行

現状保存できなかった遺跡の記録を広く活用できるようにするためには、報告書は印刷物として複数作成され広く配布されて、所要の場所において保管・公開される必要がある。そのことは、行政における情報公開にも資するものである。以上のことから、現在、発掘調査成果の公表は報告書の刊行と配布によって行うのが一般的である。

報告書の刊行は、発掘調査単位で行うのが通常であるが、刊行の形は個々の独立の印刷物で行う必要はない。

同じ遺跡で発掘調査が数次にわたる場合にはそれらの報告書を同一の印刷物にまとめて掲載したり、対象面積が狭小で得られた情報が少ない場合には年報等に掲載する等、調査の進行や規模等に応じて適切な方法を選択することも考えられる。

報告書の刊行部数は、後述する報告書の活用の観点から必要と判断される数とする必要がある。

報告書の刊行は、報告書の完成が発掘調査の完了であること、調査成果は可能な限りすみやかに公表する必要があることから、発掘作業終了後おおむね3年以内に行う必要がある。発掘作業が長期にわたる場合、あるいは整理等作業が長期に及ぶ場合等、やむをえない事情により3年以内に刊行できない場合は、概報(報告書の刊行に先立ち、主に遺構に関する事項を中心に調査成果の概要を記した刊行物。後に報告書が刊行されることを前提に刊行するもの。)を刊行したり、調査の概要を調査機関の年報に掲載する等の措置を執ることが必要である。

現状では、すべての発掘調査について報告書が刊行されているわけではなく、概報を刊行しただけで報告書刊行が行われていなかったり、成果の公表がまったく行われていない場合もある。その原因としては、整理等作業や報告書の作成・刊行に要する経費や時間が確保できない等の予算や体制の問題と、概報の刊行で調査成果の公表責任を果たしたとする等調査主体側の意識に起因するものがある。それらについては、埋蔵文化財行政全体の課題として改善を図る必要がある。

### (6) 保管・活用

報告書は、調査対象遺跡の所在する都道府県及び市町村において保管し活用し供する必要がある。したがって、地方公共団体は、自ら刊行した報告書のほかに管内で行われた発掘調査に係る報告書を将来にわたって確実に保管するとともに、自らの刊行した報告書については、関係の地方公共団体・文化財関係調査機関・図書館・博物館・大学等へ配布し、発掘調査の成果を国民が広く共有し、活用できるような措置を講ずる必要がある。当該報告書に係る遺跡の所在地においては、地域の図書館、博物館、公民館等に重点的に配布し、地域住民が利用しやすいよう配慮することが望ましい。このことは地方公共団体以外の調査組織が行った発掘調査の報告書についても同様であるから、関係地方公共団体は、報告書の入手・保管・配布等の指導その他の措置を執る必要がある。

また、報告書の配布を受けた機関においては、確実に保管し、かつ、利用希望者に公開できるように管理する必要がある。

なお、全国にわたって発掘調査成果の概要や報告書の刊行状況等を把握する手段として、報告書データベースの整備と公開が必要であり、このために、独立行政法人

文化財研究所奈良文化財研究所が公開しているデータベースの充実を図る必要がある。

報告書は、発掘調査の結果を客観的に記録したものはあるが、内容は専門的であり、それによって必ずしもすべての国民が調査成果を地域の歴史に結びつけて理解できるものではない。したがって、地方公共団体においては、住民向けのわかりやすいパンフレットや概説書等の普及資料の作成、遺物・関係資料の展示、講演会等を積極的に実施し、埋蔵文化財の価値、発掘調査の意義等に関する理解の向上に努めなければならない。

### 第3章 保存・活用のための発掘調査に関する標準

#### 1. 保存・活用のための発掘調査に関する基本的事項

学術上の価値が高く、また地域の歴史にとって重要な遺跡について、その保存を図るために、あるいは史跡指定されている遺跡について、その保存・活用のために遺構の復元・整備等の措置を講ずる上で必要な発掘調査（以下「保存・活用のための発掘調査」という。）の意味については、第1章2において述べたとおりである。

保存・活用のための発掘調査は、当然、第2章で述べた記録保存のための発掘調査とはその理念をまったく異にするため、調査内容、方法等も異なるところがある。

保存・活用のための発掘調査は、歴史的な位置付けと価値を明確にして遺跡を保存・活用していく上での基礎資料を得ることを目的として実施される。この発掘調査の対象となる遺跡は、通常、国や地方公共団体あるいは地域にとって歴史上、学術上の価値が非常に高く、将来の人々にとっても貴重な財産であり、将来に向かって保護していく必要のあるものである。

一方、発掘調査は遺跡の理解のために必要なものとはいえ、それによって結果的に遺跡自体の解体・破壊をもたらすという一面がある。将来、調査地周辺の調査研究の進展等により、遺構の規模や重複関係、性格等の既往の成果について再検討を行う必要が生じたり、調査技術の進歩により現在では明らかにできないことが確認できる可能性もある。そのため、将来の調査・研究に支障とならないように、また文化財を保護するという観点からも、遺跡を遺構と遺物や土壌相互の関連からなる環境を含めた総体的なものとして、可能な限り現状のまま残しておくことが求められる。そのような点から調査範囲は、調査目的を達成できる範囲で、発掘により失われてしまう遺跡の主要な要素を最小限とするという観点で限定し、遺跡の全面を悉皆的に発掘することを避け、遺跡の重要な情報を含んでいる遺構埋土の保存にも配慮することを心がける必要がある。

保存・活用のための発掘調査に求められる最も重要な基本原則は、遺跡を可能な限り将来に残して保存することを前提とした上で、発掘調査する必要性に関して明確な目的意識をもって臨み、その時点でとりうる最上の体制と手法によって、十分な計画と準備を整えて行うことである。現代人の興味、関心のみで安易に発掘を進めることは慎まなければならない。

そのような観点から、調査計画の策定、調査の実施、調査結果の評価等を適切に行うために、専門家・学識経験者を構成員とする指導委員会を設け、その意見を聴くことが必要である。また、学術的、行政的に指導・支援する都道府県や国との連携も不可欠である。

保存・活用のための発掘調査にあっても、調査の結果得られた成果の記録と報告書の刊行が必要であることはいうまでもなく、整理等作業、発掘調査報告書の刊行までの手順を確実に実施しなければならない。

#### 2. 発掘作業

##### (1) 発掘作業の基本方針

調査で確認すべき事項は、その調査の目的によって異なるが、通常、遺跡の所在、遺跡の範囲、遺跡の内容である。

の遺跡の所在確認は、遺構を反映した起伏や遺物の散布等によって地表面の観察により把握できる場合と、地表面からは把握できない場合がある。発掘によらないで所在確認が可能な場合は、できる限りそれによるべきである。所在だけではなく範囲・内容の確認においても、地表面に現れている情報はきわめて重要であり、その詳細な観察は基礎的な作業であることを認識する必要がある。

の遺跡の範囲確認は、試掘溝による調査を要する場合が多い。試掘溝の位置等については、現地形の把握や遺物の散布状況、周辺地域におけるこれまでの調査成果を参考にし、目的達成のために必要で最も効果的なものとなるよう周到に検討する必要がある。

の遺跡の内容把握は、遺構を確認し、遺物の出土状況、時期・内容等をあわせ見極めながら解釈・判断することになるが、調査の目的や遺跡の種類等に応じて調査の範囲や方法は多様である。綿密な計画と調査作業の確かな進行管理が必要である。

いずれの場合においても、上記1の基本原則に則して行わなければならないのはいうまでもない。

##### (ア) 遺跡の状況に応じた調査方法

調査対象となる遺跡には、すでに史跡に指定されて法的な保護を受けている遺跡、史跡指定を目指し、重要遺跡として確認調査を要する遺跡、重要な遺構等

## 別紙3 発掘調査報告書の標準

### 【標準の構成】

#### 1. 報告書の構成と記載事項

- (1) 報告書の構成
- (2) 報告書の記載事項とその内容
  - (ア) 前文
  - (イ) 本文

#### 2. 記載に当たったの留意事項

- (1) 全体に関する留意事項
- (2) 個別の留意事項
  - (ア) 目次
  - (イ) 遺跡の位置と環境
  - (ウ) 調査の方法と成果
  - (エ) 理化学的分析
  - (オ) 総括

### 【凡例】

- (1) この別紙は本文の内容を補足するものであり、両方合わせて標準を構成するものである。
- (2) 報告書第3章の記載内容では、文章・図・写真・拓本・表の順に説明しているが、実際の報告書における体裁・割付は、文章と図や写真等が近接した位置に配置されない場合もある。

### 1. 報告書の構成と記載事項

#### (1) 報告書の構成

報告書は、前文・本文からなり、主に以下のような章・節で構成される。

##### 前文

表題、序文、例言・凡例、目次

##### 本文

##### 第1章 経過

##### 第1節 調査の経過

##### 第2節 発掘作業の経過

##### 第3節 整理等作業の経過

##### 第2章 遺跡の位置と環境

##### 第1節 地理的環境

##### 第2節 歴史的環境

##### 第3章 調査の方法と成果

##### 第1節 調査の方法

##### 第2節 層序

##### 第3節 遺構

##### 第4節 遺物

##### 第4章 理化学的分析

##### 第5章 総括

##### 報告書抄録

上記の構成は標準的なものであり、個別の発掘調査の内容によっては、章・節の省略や統合、あるいは追加が生じることが考えられる。

本文第3章では、遺構と遺物を別の節に分けたが、遺構とその出土遺物をまとめて一つの節とする場合も少なくない。遺跡の内容等によって適切な方法を選択することが考えられる。

#### (2) 報告書の記載事項とその内容

##### (ア) 前文

##### 表題

検索のための利便性を考慮し、原則として主題が副題のいずれかに遺跡名を入れる。

##### 例言・凡例

当該発掘調査についての、調査原因となった事業名、調査地住所（都道府県名を必ず記載する）、調査主体、調査期間（発掘作業及び整理等作業の期間）、報告書の執筆者及び編集者名、経費負担のあり方、記録類や出土品の保管場所等を記述す

る。なお、発掘・整理等作業の体制をここで記述する場合もある。

報告書で示されている、方位や標高の表示方法、遺構・遺物実測図の縮尺等、報告書を利用する上で必要な事項を記述する。

## (イ) 本文

### 経過（第1章）

#### a) 調査の経過（第1節）

調査の原因、取扱い協議、法的手続き、試掘・確認調査の結果に基づく取扱い協議、遺構の保存協議（その経過や設計変更及び保存の内容）等の経過と内容について記述する。

- ・ 図面：開発計画図、遺構の保存措置を執った場合はその内容がわかる図等がある。
- ・ 写真：調査着手前写真等がある。また、調査地の特定ができるよう、必要であれば開発終了後の調査地風景写真も掲載する。

#### b) 発掘作業の経過（第2節）

全体計画、体制（主体者、担当者、作業委託の状況等）、作業の経過、現地説明会の実施状況等を記述する。

#### c) 整理等作業の経過（第3節）

全体計画、体制（主体者、担当者、作業委託の状況等）、作業の経過等を記述する。  
遺物の保存処理を実施した場合、その概要を記す。

## 遺跡の位置と環境（第2章）

### a) 地理的環境（第1節）

○調査対象遺跡を含む一定範囲について行政区分や位置、地形や自然環境等を記述する。地形に関しては、調査終了後に大きく改変される場合があるので、特に詳細に記す。

- ・ 図面：遺跡位置図、遺跡周辺地形図等がある。
  - ・ 遺跡位置図  
遺跡の位置を都道府県単位の図等に示したものを。
  - ・ 遺跡周辺地形図  
遺跡の立地環境がわかる図で、地形図に調査対象地を示したものの、地形分類図を併用することもある。
- ・ 写真：遺跡周辺の環境がわかる遺跡遠景写真、旧地形のわかる航空写真等がある。

### b) 歴史的環境（第2節）

調査対象遺跡を含む一定地域についての歴史的

変遷を記述する。発掘調査の成果を理解する上で必要な時代については重点的に説明する。

- ・ 図面：地形図等に調査地周辺の遺跡の分布状況を示した遺跡分布図等がある。
- ・ 写真：歴史的環境のわかる写真等がある。

## 調査の方法と成果（第3章）

### a) 調査の方法（第1節）

試掘・確認調査の成果や既往の調査成果を示し、当該調査の実施に当たって設定された目的や課題等を記述する。

目的や課題、問題意識に基づいた発掘作業、整理等作業の方針、実際に行った具体的な調査方法等を記述する。あわせて、発掘作業や整理等作業において特に留意した事項についても記述する。

- ・ 図面：試掘・確認調査区位置図、既往の調査区位置図、試掘・確認調査及び既往の調査成果に関する遺構・遺物実測図、発掘調査地区割図等がある。既往の調査区位置図と発掘調査地区割図は同一の図面で示してもよい。

### b) 層序（第2節）

○各層位については、土層名・土色・土質、遺物包含状況、さらにはその層の成因や時期、性格等について記述する。また、発掘作業において遺物を取り上げた層位と土層断面図の関係についても説明する。

遺構面と包含層の関係や、火山灰のように広範囲にわたって確認され遺跡を理解する上で重要な鍵となる層については重点的に記述する。

- ・ 図面：土層断面実測図あるいは土層断面模式図等がある。その際、遺構面を強調したり、鍵となる重要な層については網掛けで図示する等、層序の特徴がよくわかるよう工夫する。
- ・ 写真：層序の特徴を最もよく表した断面写真等がある。

### c) 遺構（第3節）

遺構の時期や検出面の数をはじめとする全体の概要、遺構種別ごとの概要を示した後、個別の遺構内容を記述する。その際、遺構の規模や形状といった客観的な成果だけでなく、遺構の検出過程や調査中に試行錯誤したこと等についても言及するよう努める。遺構名称は、遺構種別と番号で示す。

- ・ 図面：遺構全体図・遺構配置図・遺構個別図・遺物出土状況図・ドットマップ等が

ある。

・遺構全体図

検出した遺構のすべてを掲載した図。おおむね 1/200 ~ 1/500 程度の縮尺とし、調査面積が広大な場合は 1 葉の図面に収まらないこともある。遺構個別図を作成しない遺構については、この図によって遺構が特定できるようにする。付図は紛失しやすく利用しにくい場合が多いので、できる限り避けることが望ましい。やむをえない場合は、図面ごとに必ず遺跡名を付ける等配慮が必要である。

・遺構配置図

主要な遺構について、検出された遺構の構成と配置を一目でわかるように模式的に示した図。

・遺構個別図

遺構の平面実測図と断面実測図で構成された図。

・遺物出土状況図

遺構から出土した遺物の状況を示した図であり、平面実測図とその断面実測図からなる。

・ドットマップ

遺物が出土した平面的位置、垂直的位置をドットによって示した図。発掘作業で作成した図をすべて機械的に掲載するのではなく、遺物の分布や接合関係に意味があり、遺跡や遺構を理解する上で必要と判断されたものについて掲載する。

・写真：全体写真・遺構個別写真・遺物出土状況写真等がある。

・全体写真

調査区全体の状況を撮影した写真。斜め上方から撮影した写真と垂直写真がある。前者は遺構の配置状況だけでなく土地の起伏や遺構の深さ等遺跡の立体感を表すことができ、写真の特性が生きる場合が多い。

・個別写真

完掘した遺構の全景写真を原則とするが、必要に応じてその過程やその遺構に付属する施設の詳細を

示す写真を掲載する。

・遺物出土状況写真

遺構の時期や性格等を最もよく表した写真を掲載する。遺構と遺物の関係がよくわかるものを掲載する。図はなくても写真だけで足りる場合もある。

・表：遺構の規模や形状等を掲載した一覧表。必要な遺構と項目を選択し掲載する。

d) 遺物 (第 4 節)

遺物全体の種類や時期、およその出土量(コンテナ数等で示す。)等の概要を記述したのち、個別説明を行う。個別説明では分類基準を示し、全体の傾向や特徴等について言及する。実測図を掲載したものについての、選択基準を示す。

・図面：形式分類図・遺物実測図等がある。

・形式分類図

土器、石器等の形態に基づいた分類図。多量に遺物が出土し、遺物の特徴を説明する際に有効な場合に掲載する。

・遺物実測図

遺構の時期を決める遺物や遺構から出土した一括遺物等、遺構や遺物のあり方を考える上で必要と判断されたものを掲載する。その際、遺構の時期を決定する遺物、遺構出土一括遺物は器種構成やその比率等を考慮し、それぞれ必要な量を掲載する。各遺物の縮尺率はその種類ごとに統一することが望ましいが、特殊なものは大きさや特徴に即して決める。

・写真：個別写真、集合写真等がある。個別写真は遺物の質感、胎土、色調、遺存状況等の特徴を表現できる大きさにする。実測図を掲載したもののすべてに個別写真を掲載する必要はなく、たとえば同種同形のものが多数出土した場合は代表的なものを選択する。

・拓本：有効性が認められるものについて掲載する。

・表：遺物観察表。遺物の種類によって掲載する必要があるものに用いる。実測図に表現された調整技法の記載は原則として不要であり、特記事項や実測図で表現できないことを中心に記載する。

土器の胎土，石器の石材，木器の樹種も記載する。

#### 理化学的分析（第4章）

分析の種類には，年代測定，自然環境の復元，土器・石器・金属器等の産地同定，石器・木器等の材質鑑定等があり，遺跡の内容に応じて実施した分析結果を掲載する。

#### 総括（第5章）

発掘作業から整理等作業の過程で明らかになった遺構や遺物とそれら相互の関係を総合的に検討した上で，遺跡の構造，変遷といった発掘調査成果の基礎的な整理を行い，歴史的位置付けについても言及する。

#### 報告書抄録

現在普及している様式に，発掘調査成果の要約（約500字）の項目を加えるものとする（51頁様式参照）。

可能な限り，巻末に掲載することが望ましい。

## 2. 記載に当たっての留意事項

### （1）全体に関する留意事項

遺構出土遺物については，遺構と別々に記述する方法と遺構ごとに出土した遺物をあわせて記述する方法がある。本標準では前者を示したが，それぞれの方法の特性や遺跡の内容により適切な方法を選択する。

図面や写真について，既製の地形図や航空写真等を使用する場合は，原図作成（撮影）の主体者・時期・縮尺・図幅名等を明示する。

遺構実測図には方位，標高及び縮尺を表した物差し（スケールバー），土層断面図には標高及び縮尺を表した物差し，遺物実測図には縮尺を表した物差しを必ず表示する。

写真は，カラーと白黒各々の特性を理解した上で使い分けて掲載する。

### （2）個別の留意事項

#### （ア）目次

報告書全体の構成が把握しやすいように，本文では章と節の構成を，図や写真では個別遺構名と遺構の内容を示す。

本文と図，写真，表等の検索が容易に行えるように工夫する。

#### （イ）遺跡の位置と環境

同じ遺跡ですでに報告書が刊行され，これについて詳細な記述がある場合，その報告書名を示した上で，簡潔に記述することができる。

#### （ウ）調査の方法と成果

##### 遺構

遺構の性格や内容に応じて記述の方法を工夫する。たとえば，竪穴住居や掘立柱建物，井戸等は遺跡を構成する主要な遺構であり，個々の内容について詳細に記述する必要がある。一方，小規模な溝や性格不明の土坑・小穴等については，必ずしも個々の内容を述べる必要はなく，全体の傾向等を記述することで足りる場合がある。

遺物の出土状況は，遺構の年代や性格を決める重要な情報である。遺跡を理解する上で必要と判断されたものについては，遺物の出土層位とその特徴を記述し，それを踏まえて遺構の性格や年代についても言及する。

##### 遺物

遺物の個別説明をする際，図や写真をみればわかるような事項については，逐一記述して全体が冗長にならないよう，記述内容を工夫する。

#### （エ）理化学的分析

報告書全体の量を考慮して，掲載する分析結果の占める割合が過度に多くならないよう，分析者とあらかじめ調整をする。

#### （オ）総括

発掘作業や整理等作業を担当した調査員あるいは調査機関が，学術的成果に基づき，考古学的手法を用いて記述する。

遺跡を理解することに直接関わらない独立した内容の論文は掲載しない。

総括に要する分量は写真を除いた本文（図面を含む。）のおおむね数%から10%程度とする。なお，総括を行うために出土資料の編年や類例の検討等の考古学的分析が必要な場合は，これに要する分量が増加することもある。

## 報告書抄録《記載要領》

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 1-1   | ふりがな    | 書名にふりがなを付す。読みはひらがなを原則とするが、かたかなでも可。<br>ローマ数字、括弧付き数字、丸付数字などは全て算用数字に替えて記入する。   |
| 1-2   | 書名      | 主たる書名を記入する。できるだけ遺跡名が入った部分を書名として拾うこと。<br>特に書名がなくシリーズ名のみ場合は、本欄にもシリーズ名を記入すること。   |
| 1-3   | 副書名     | 主たる書名以外に副題がある場合は、その副題を記入する。   |
| 1-4   | 巻次      | 書名がシリーズ名の場合、その巻次を記入する。  |
| 1-5   | シリーズ名   | 書名とともにシリーズ名がある場合、そのシリーズ名を記入する。  |
| 1-6   | シリーズ番号  | そのシリーズの巻次を記入する。   |
| 1-7   | 編著者名    | 主たる執筆者から順次記入する。   |
| 1-8   | 編集機関    | 編集機関を記入する。  |
| 1-9   | 所在地     | 編集機関の所在地と電話番号を記入する。郵便番号も記入のこと。  |
| 1-10  | 発行年月日   | 発行日を西暦で記入する。編集機関と発行機関が異なる場合には、発行年月日の前に発行機関の項目を設ける。  |
| 2-1   | 所収遺跡名   | 掲載遺跡名を記入する。必ずふりがなを付けること。  |
| 2-2   | 所在地     | 遺跡所在地を都道府県以下、大字程度まで記入する。ふりがなを付し、「町」や「村」もそれが「ちょう」「そん」と読むのか「まち」「むら」なのか、分かるようにふりがなを付ける。<br>広範囲にわたる遺跡の場合、掲載調査区が属する主たる所在地名を記入する。 |
| 2-3   | 市町村コード  | 遺跡の所在する市町村を、総務省が定めた「全国地方公共団体コード」により都道府県コード+市区町村コードの5桁で記入する。JISコードと同じ。   |
| 2-4   | 遺跡番号コード | 市区町村別の遺跡コードを記入する。未決定の場合は、空欄とする。各市区町村内で同一コードが複数の遺跡に重複せぬよう留意すること。   |
| 2-5-6 | 北緯・東経   | 遺跡のほぼ中心と思われる位置を度分秒の単位で記入する。国土地理院2万5千分の1地形図等を利用して算出する。   |
| 2-7   | 調査期間    | 西暦を使用し全部で8桁で記入する。調査期間は実際の発掘作業期間とし、整理等作業の期間は含めない。調査が数次にわたる場合、分けて記入する。  |
| 2-8   | 調査面積    | 調査対象面積ではなく実際の発掘面積を平方メートル単位で記入する。  |
| 2-9   | 調査原因    | 発掘調査の原因を記入する。(発掘届の原因を参考)  |
| 3-2   | 種別      | 掲載遺跡についてその種別を以下を参考にして記入する「集落・洞穴・貝塚・宮都・官衙・城館・交通・窯・田畑・製塩・製鉄・その他の生産遺跡・墓・古墳・横穴・祭祀・経塚・社寺・散布地・その他」                                |
| 3-3   | 主な時代    | 各遺跡の主たる時代を記入する。細別時期・世紀が判明する場合、併記も可。   |
| 3-4   | 主な遺構    | 各遺跡で検出された主な遺構と遺構数を記入する。   |
| 3-5   | 主な遺物    | 各遺跡で検出された主な遺物について記入する。可能ならその数量も記入。  |
| 3-6   | 特記事項    | 調査成果、遺跡の性格など、特記すべき項目を記入する。  |
| 3-7   | 要約      | 発掘調査の成果、遺跡の意義等を500字程度に要約する。   |

### 全般的注意事項

- ・報告書抄録は、原則として発掘調査報告書作成者が、報告書に記された遺跡・調査・内容に関する情報と書誌情報を、本様式、書式に従って抄録し、報告書中に掲載するものとする。
- ・抄録は報告書巻末への掲載を原則とするが、例言や凡例の後、奥付、裏表紙などの余白利用でも可とする。本文目次に抄録の掲載頁や位置を明記することが望ましい。
- ・所収遺跡数が多い場合は複数頁を使用する。その場合、適宜書式を変更するなど極力使用頁数の節約を図る工夫をすること。
- ・追加項目として「調査主体、資料の保管場所、書誌の情報(報告書頁数・版)」など独自に必要な項目を加えたり、副書名やシリーズ名がない場合は不要項目を削除してもよい。ただし報告書の版サイズにかかわらず、できるだけ記載様式の統一性を維持するよう努めること。

報告書抄録様式

ふりがな								
書名								
副書名								
巻次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
編著者名								
編集機関								
所在地	〒		TEL					
発行年月日	西暦		年 月 日					
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 ° ' "	東経 ° ' "	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
		市町村	遺跡番号					
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
要約								